

三 「慶応期薩摩藩の軍制改革と諸郷衆中の英國式軍制への対応
と財源模索」（平成二九年度）

九州大学大学院 修士課程 豊廣 優貴

論文の概要

【研究テーマ】

慶応期薩摩藩の軍制改革と諸郷衆中—英國式軍制への対応と財源模索—

【氏名】	【所属】
豊廣優貴	九州大学大学院人文科学府歴史空間論専攻

〔はじめに〕

本研究は、慶応期に薩摩藩が実行した英國式軍制の導入に対し、藩士の大多数を占める諸郷衆中（郷士）がどのように対応していったのかという問題について考察することで、幕末維新时期に薩摩藩が軍事的優位に立ち得た要因の一側面を明らかにすること目的としている。特に、衆中の出兵そのものに伴う費用捻出の方法と慶応3年に命じられた施条銃購入の財源、そしてその施条銃を用いて英國式軍事技術を習得する過程を検討した。

〔本論〕

第一節では、安政期から慶応期にかけて多くの衆中が出兵していること、そして時期が下るに伴って、持高が少なく生活に余裕がない家からも出兵していることを指摘した。その上で、具体的に出兵に当たってどれほどの金額が必要になったのか、そしてその金額をどのように捻出していたのかを分析した。その結果、模合の活用と町人からの借り入れに加え、持高に応じて出兵に伴う費用の一部を郷内で分担していたことを明らかにし、上層の衆中が出兵に当たって果たした役割が大きかったことを指摘した。

第二節では、藩庁が慶応3年3月に持高50石以上の衆中に施条銃の購入を命じたことを確認した上で、その購入の様相を論じた。藩庁からは各郷の特産物の余潤を以て購入するように命じられており、本城郷などの茶の生産が盛んな郷では、町人の関与のもと、茶の生産高を購入資金に充当していた。しかし、ほとんどの郷では藩有の山林にある木材を伐採することによって購入資金を捻出していたことを明らかにした。これによって施条銃の購入が進み、各郷に調練稽古を実施する拠点を形成したのである。

第三節では、購入した施条銃を用いて行われた英國式調練や施条銃の射撃稽古の様子を論じた。その際、安政期からの出兵や郷内での調練稽古の継続的実施に伴って、衆中は慶応期までに一定の技術的基礎を有しており、これが「英國式」に対応する前提となっていたことを指摘した。そして郷内では、慶応期に京都へ出兵し、そこで英國式調練稽古を集中的に施された衆中が中心となって調練稽古が行われていたことを論じた。また、彼らは城下に「番兵」として招集されて集中的に指南を受けており、その結果、彼らは英國式の部隊として十分に完成したという評価を得るまでに至ったのである。

〔まとめ〕

薩摩藩は戊辰戦争において他藩に抽んでて英國式に統一された軍勢を大人数動員することに成功した。そこには衆中が茶などの特産物や藩有の木材によって施条銃を購入し、それを元に各郷などで調練を行って「英國式」に対応していったことが持つ意義は大きい。戊辰戦争において衆中の部隊は薩摩藩の軍勢の約半数を占めていた。彼らが英國式に対応したことは、薩摩藩が軍事的優位に立ち、戊辰戦争で大きな働きをし得た一要因であった。そしてその後招集された「御親兵」においても彼らは動員されており、幕末維新时期の薩摩藩や新政府の軍事力として大きな役割を果たしていたのである。

慶応期薩摩藩の軍制改革と諸郷衆中

—英國式軍制への対応と財源模索—

豊 廣 優 貴

くは芸、而て我は唯二小隊のみ服装亦一定せず、兵式は旧来の蘭式なり、我輩軍事に關する者遺憾に不堪也^四

はじめに

本稿は、薩摩藩が慶応期に実行した英國式軍制の導入に、諸郷衆中（＝郷士）^一がどのように対応したのかを考察することで、幕末維新时期に薩摩藩が軍事的優位に立ち得た要因の一側面を明らかにすることを目的としている。

文久三（一八六三）年に起こった薩英戦争での経験は、薩摩藩全体に大きな衝撃を与え、藩はその後イギリスに接近して多くの軍艦や武器を購入した^二。そして英國式の軍制を導入し、藩が購入した約一万挺もの施条銃を藩士に購入させて（衆中は持高五〇石以上）^三、英國式の調練が実施されていく。その結果、戊辰戦争の際には英國式の部隊を大勢動員することに成功した。慶応三年（一八六七）年一一月二七日に天覧の下で行われた各藩の調練を見て、土佐藩士谷下城は薩摩藩の部隊について次のように述べている。

このように、薩摩藩の部隊は英式に統一されており、他藩とは一線を画すものだと評価されていたのである。そして実際に戊辰戦争において、薩摩藩の軍勢が大きな働きをしたことは周知の事実である。

では、施条銃や英國式軍制が実際に戦兵として動員される藩士にどのように広まつていったのか、という問題を考えなければならぬ。それに当たつて検討の対象としたいのが衆中である。文久元（一八六一）年に定められた動員体制である「御備組」において、彼らは城下士の六倍以上に上っている^五。それゆえ幕末期の薩摩藩では、「御領國強兵之急務は、第一諸郷引立ニ有之」^六と、軍事力強化に当たつて彼らの存在が重要視されていた。さらに彼らの存在によつて薩摩藩では「農兵」を徴募せずとも幕末維新时期の動乱に対応できたのである。これらの点を考えると、衆中に焦点を当て、彼らが英國式軍制にどのように対応したのか、さらには出兵に伴う費用そのものについてもどのように捻出していたのか、という問題が重要な検討課題として認められよう。

郷士（衆中）に関する先行研究は、主に彼らの農業經營や生活形態などの側面に集中しており、それに比べてその軍事的側面に関する研究は管見の限り寡少である。本稿に関連するものとしては、まず原口泉氏の研究が挙げられる。氏は薩摩藩が実行した

一　壯活潑、佐幕者をして胆を寒からしむ、薩に次ぐ者長々に次流石に薩は服装帽も皆一様にて英式に依り、大太鼓、小太鼓、笛等の樂隊を先頭に立て、正々堂々御前を運動せる様實に勇

軍役高改正問題に焦点を当て、薩摩藩軍事力の再編強化の過程とその意義について解明する中で、慶応三年に軍役高に応じた施条銃の購入命令が出されると共に、英式兵制への移行が実行されたことを論じている^八。さらに出水郷衆中を事例として、戊辰戦争の際に彼らがどのように編成され、行動したのかという点を明らかにし、戊辰戦争の勝利には城下の下級武士だけではなく、衆中が果たした役割も大きかったと指摘した^九。なお、彼らの軍事的側面に関しては各自治体史でも言及されているものの、戊辰戦争での働きに集中している。その結果、戊辰戦争における彼らの様相は解明されているが、どのような過程を経て彼らが英國式軍制に対応していくのかという点に関しては、あまり明らかにされていないという課題が残されている。

また、薩摩藩では慶応二年以降、軍事費を捻出するため、藩士から八年間の重出米を徴収しているが(衆中は五石以上の者のみ)、この重出米への対応には模合が活用されていたといふことを本田親虎氏が解説している^{一〇}。この成果によって、困窮している衆中がどのように幕末期の入費に対応したのかという問題の一端が解明された。しかし、出兵に伴い必要となつた具体的な金額や、それに充当する費用の捻出方法については検討の余地が残されている。

そして施条銃の購入方法や英國式調練稽古の実施に関しては、晋哲哉氏が「蒲生御仮屋文書」の未整理史料、慶応三年「組頭所日記」を用いて、蒲生郷衆中が藩の命令に伴い施条銃の購入策を

検討する様相や、英國式調練稽古を実施する様子の一端を解明した^{一一}。これは、今までほとんど明らかにされてこなかつたこの問題について論じた貴重な研究である。しかし、「月報」という性格上、新出史料の紹介という性格が濃く、蒲生郷のみの事例に留まると共に未解明な問題も多く残されている。よつて、晋氏の成果を踏まえ、事実の確定も含めて数ヶ郷を横断的に検討しながら研究を進めていくことが必要となるだろう。

以上の先行研究における成果と課題を踏まえ、本稿ではまず慶応期を中心に、衆中の出兵に伴う費用とその捻出方法について論じる。そして、彼らの施条銃購入の具体的な方法について明らかにした上で、彼らがその施条銃を用いて英國式軍事技術を習得していく様相を明らかにしていく。そして最後に、この検討を踏まえて冒頭に提示した本稿の目的をまとめておくこととする。

一 衆中の上京出兵と費用負担

(1) 出兵する衆中の増加と階層分化

安政元(一八五四)年正月二十五日、ペリーの再来航に伴い、物頭上野司を物主(=部隊長)として、警衛のための軍勢を江戸に派遣することが決定した。その藩士の内訳は、城下士一六人、郷士九六人だった^{一二}。これ以後、交代で多くの郷士たちが江戸へ出兵することになるのだが、そのほとんどが持高の多い上層郷士だった。出水郷から出兵した一一人の郷士の階層分布を示したもの

が【表一】である。この際支度金として一人あたり一三両一步と錢三九〇文が支給され^四、江戸では月に一度「御賦金」として金一両二朱が支給されていた^五。

その後、文久期になると警衛の中心は全国的に江戸から京都へと移行していくが^六、それは薩摩藩でも同様だった。出水郷を事例に、その後の出兵人数の階層を表にまとめる以下の三表のようになる。【表二】は元治元（一八六四）年の禁門の変に伴い京都へ出兵した人数。【表三】は慶応二年に京都警衛のために派遣された人数。【表四】は戊辰戦争に出陣した人数である。出水郷からはそれぞれ八五人、一〇人、七四人が派遣されているのだが、持高の階層が分化している様子が明らかである。【表一】と【表三】を

【表一】江戸湾警衛

安政元年（11人）		
持高	人数	割合（%）
100～	3	27
90～100	1	9
80～90	0	0
70～80	3	27
60～70	4	36
50～60	0	0
40～50	1	10
30～40	1	10
20～30	1	10

【表三】京都警衛

慶応2年（10人）		
持高	人数	割合（%）
100～	3	30
90～100	0	0
80～90	0	0
70～80	1	10
60～70	1	10
50～60	0	0
40～50	3	30
30～40	1	10
20～30	1	10

【表四】戊辰戦争

慶応4年（74人）		
持高	人数	割合（%）
100～	1	1
90～100	0	0
80～90	0	0
70～80	4	5
60～70	1	1
50～60	0	0
40～50	2	3
30～40	4	5
20～30	10	14
10～20	11	15
5～10	10	14
~5	3	4
不明	28	39

比較すると、特に持高二〇石から五〇石の層からの出兵が増加している。また、【表二】【表四】の戦時の出兵に当たっては、持高極少の者も出兵する状況が生じていた。一年間、彼らが農業のみで家族を養うために必要な石高は約五石だとされているが^七、持高五石以下で日々の生活にも困窮している者もその中には存在する。安政元年時はともかく、藩からの支給では不足が生じた場合、出兵する郷上の「家」のみでそれに伴う費用を捻出出来たとは到底考えられず、他の方法での費用捻出が行われていたと推測されるが、その様相を次項で明らかにしていく。

（2）出兵に伴う収支

栗野郷衆中の内丸休太夫篤実は、慶応三年三月三日から同年八月一日までの約五ヶ月間、「番兵」として城下で英國式調練を受け、その翌日京都・大坂に向けて出兵した。彼の事例を中心にして、慶応期に出兵した衆中の収支について見ていただきたい。

まず、城下に「番兵」として出府している期間について。詳しくは後述するが、上方へ出兵する衆中は、出兵前に「番兵」として城下で調練を受けた後出兵することが多かった。この城下での五ヶ月間の支出は二七六貫九七文に及ぶ^八。そして、同年八月十二日から翌年二月晦日まで、京都・大坂へ出兵しているが、この約七ヶ月間の支出は六七八貫九六九文であった^九。

この大きな金額をどのように捻出していたのだろうか。城下に出府している期間における彼の収入をまとめたものが【表五】^{一〇}

【表五】城下出府時における内丸休太夫の収入

月日	金額	備考
2月27日	119貫562文	栗野郷衆中82人、百姓15人、町人1人、横川郷衆中1人
3月朔日	108貫文	「茶方 ^ヲ 拝借」
7月18日	12貫642文	栗野郷衆中21人、百姓6人、町人1人
計	240貫204文	240貫204文—276貫97文=—35貫893文

である。この表から明らかのように、その大半は在郷の衆中が捻出して内丸に与えている。つまり、衆中の上京出兵に当たつて必要な費用は、出兵する衆中の「家」のみが負担するのではなく、「郷」全体で負担していたのである。なお、七月十八日に一二貫六四二文が栗野郷衆中二人と百姓・町人から内丸に与えられているが、これは出府が長引いたためだと考えられる。そして、この費用の残り約半分を占めているのが、「茶方」から借り入れたものである。「茶方」とは薩摩藩の「産物方」の中で、領内各地の茶の買入れと輸出を担当していた役所だと考えられるが、ここから錢を借り入れている事から、この一〇八貫文は、栗野郷で生産されている茶を担保にして借り入れたのだろう。しかし、この収入分では三五貫文余の不足がある。これに関しては内丸家から個別に捻出した分も当然あつただろうが、藩からの「給金」もあつたようである。内丸の記録からはその様子を窺うことは出来ないが、慶応四年三月一二日から内丸と同様に城下へ「番兵」として出府している本城郷衆中時任義喬^(二)の事例を見てみると、「此節番兵詰之日數九拾日之日數を以、伴左衛門・下拙^(三)にも人別給金とメ廿七貫文^(四)、右分「茶会所から下された錢百貫文」の内^ヲ相^(五)取候^(六)とある。つまり番兵には、「番兵詰」の日数が一定期間を超えると「人別給金」二七貫文

である。この表から明らかのように、その大半は在郷の衆中が捻出して内丸に与えている。つまり、衆中の上京出兵に当たつて必要な費用は、出兵する衆中の「家」のみが負担するのではなく、「郷」全体で負担していたのである。なお、七月十八日に一二貫六四二文が栗野郷衆中二人と百姓・町人から内丸に与えられているが、これは出府が長引いたためだと考えられる。そして、この費用の残り約半分を占めているのが、「茶方」から借り入れたものである。「茶方」とは薩摩藩の「産物方」の中で、領内各地の茶の買入れと輸出を担当していた役所だと考えられるが、ここから錢を借り入れている事から、この一〇八貫文は、栗野郷で生産されている茶を担保にして借り入れたのだろう。

しかし、この収入分では三五貫文余の不足がある。これに関しては内丸家から個別に捻出した分も当然あつただろうが、藩からの「給金」もあつたようである。内丸の記録からはその様子を窺うことは出来ないが、慶応四年三月一二日から内丸と同様に城下へ「番兵」として出府している本城郷衆中時任義喬^(二)の事例を見てみると、「此節番兵詰之日數九拾日之日數を以、伴左衛門・下拙^(三)にも人別給金とメ廿七貫文^(四)、右分「茶会所から下された錢百貫文」の内^ヲ相^(五)取候^(六)とある。つまり番兵には、「番兵詰」の日数が一定期間を超えると「人別給金」二七貫文

ずつが給付されたのである^(一)。これと同額が支給されたと仮定して内丸の収入に反映させると^(一)、不足分は八貫文余となり、その負担は内丸「家」で担うことが出来る額だつただろう。

その後城下を離れ、京都・大坂へ出兵している期間における彼の収入について、郷内からどの程度の金額が与えられていたのか明らかにすることは出来なかつた。しかし藩からの給付についてその一端を明らかにしていきたい。まず、上京に当たつての支度金について、内丸によると、「今日御賦金三両宛被下、小隊長へ者五両、半隊長・分隊長へ者四両ツ」^(七)と、役職によつて異なるが、彼には三両の給付があつたようである^(五)。しかし、この金額は安政年間のものとあまりにも乖離している。他郷の事例を見てみると、出水郷衆中伊藤四郎左衛門の書簡には「出軍に付ては夫々軍用費等も仰せ付けられ候得共、何分遠方之事にて、皆々御込み入り歟と察し奉り候、兵士には十両づつ成り下さる候由、又御手元よりも仰せ付けらる哉も承申し候」とあり^(六)、支度金一〇両ずつが藩から支給されていることが分かる。

また、本城郷から慶応二年七月に前田沢之助・亀沢佐次郎が上京出兵を命じられている^(二)。この際、一人分の支度金は本城郷で立替るように藩から指示があつたようで、所三役をはじめとする上層の衆中がその出費を担つた^(二)。その後同四年に「此以前前田沢之助・亀沢佐次郎番兵^ヲ上京之節、所方へ拾兩分ニメ九拾貫文^(三)取替置候に付、其の見当とメ預り置候」として立替分が支払われている^(二)。このことから、上京出兵に当たつては衆中一人あたり

の支度金は一〇両ずつと定められていた可能性が高く、内丸らの

場合は例外として判断してよいだろう。

そして、出兵中には「賦金」として毎月金一両一步三朱と錢四

〇文が支給されており、安政期からの差額はほとんど無かつた^{三〇}。

この金額を元に内丸が出兵している約七ヶ月間において藩から支給された総額を計算すると、金七両一二歩一朱と錢二八〇文である。彼は京都では金一両八貫八〇文としているので^{三一}、これを銭に換算すると八八貫八三〇文になる。これは、内丸の支出の約一三%ほどにしか満たない。よって、残りの八七%ほどは内丸家と郷内で捻出したことになる^{三一}。

この費用捻出の方法は恐らくどの郷でも共通しており、三つの方法があった。一つ目は模合の活用である。先述のように、本田氏が重出米に模合が活用されていたことを明らかにしたが、これは出兵に伴う費用にも充てられていた。例えば、谷山郷衆中名越高朗の日記には、「與頭方模合銀勘定有之」などと見え^{三三}、掛金は不明だが組頭を中心には組織していることが分かる。そして伊作郷では、慶応四年八月二〇日、「出兵一件ニ付役々致出役」し、錢九八貫二〇〇文を「諸人陣笠代分とメ與頭方ヲ取替被差出候」とあり、模合によつて集められた財源から、錢を戊辰戦争への出兵者に貸与しているのである^{三四}。

二点目三点目は先ほどの内丸の事例から分かるように町人からの借り入れと、衆中による出銭である。三点目に関しては、衆中の議論によつて持高に応じて一定量の出銭を担い合うというも

のである。伊作郷の事例を見てみたい。

衆中持高千六百武拾壱石五斗七升弐合七勺五才

高壱石ニ付弐合弐勺七才

右者辰年^{慶応四年}中番兵中三人并飯焚夫苦勞とメ、役々出会之上割方
いたし候事^{三五}

ここでは、持高一石につき二合二勺七才の出来が「役々」の議論によつて決定したことが示されている。また本城郷では、「今日御軍役一件ニ付致出勤、此度出陣有之節出錢之儀、高壱石ニ付錢八百文ツヽ、竈掛壠竈ニ付錢四貫文ツヽ、相究候」^{三六}とあり、米ではなく、錢の徴収だつたことが分かる。このように衆中間で議論して持高に応じた出来・出銭の額を決定、それを衆中に賦課して郷役が徴収して出兵する者に渡すという方法による費用捻出が、出兵の度に行われていたのである。

このように、衆中が出兵する際に生じる費用において、藩からの給付はあつたものの、不足分は郷内で担つていた。そしてそれは、持高の多い上層の衆中がより多くの負担を担うことによつて成り立つていたのである。

二 薩摩藩の英國式軍制導入と衆中の施条銃購入

高割付御軍役定 諸郷左之通

一自作高式拾石以上ニ付西洋製施条銃ミニヘル一挺

但要具相添

一右同高三拾石以上ニ付大砲挽馬 一疋

一右同四拾石以上ニ付軍馬 一疋

一持高五拾石ニ付西洋製施条銃 一挺

但要具相添

一右同七拾石以上ニ付大砲挽馬 一疋

一右同八拾石以上ニ付軍馬 一疋

(中略)

兵備ノ費用ハ其分國ノ力ヲ以致整調候儀、古今之通例ニ候、既ニ世態変遷イタシ乱階相開候得ハ、御軍役之儀眼前之急務

故、海軍所被召建英式御採用ニテ、大砲ハ勿論施条銃追々御備相成候得共、未十分之御備付致不足候付、今般別紙之通御

軍賦ヲ以、御領内一統高割被召建、急速兵備相整候様有之度

思召ニ候、元來武家知行高之儀、分限ニ應シ大小之兵賦有

之事候条、一統此旨ヲ存シ、根元ヲ不致忘却、關係之役局ハ、猶又兵器之備精微ニ遂吟味申出候様、御沙汰被為 在候条、

不洩様可致通達候四一

四〇、この改正令のうち、衆中
に關係する部分を挙げると以
下の通りである。

【表六】軍役高上限の規定

年度	改正前		第1回改正		第2回		第3回	
	享保13 (1728)	弘化4 (1847)	嘉永3 (1850)	慶応3 (1867)	明治2 (1869)	1500	30家に300 石と藏米 200石。5家 に300石。 それ以外は 200石。	50
一門	万石以上							
一所持	7000	2000	3000	これまで通り				
一所持格	5000	1000	3000	1000				
寄合	3000	1000	2000	1000				
寄合並	2000	1000	1000	500				
小番	500	300	300	200				
新番	300	200	200	200				
小姓組	200	150	150	200				
郷士	100	25	50	100				
与力	30	30	30					
実態	原則貫徹せず		原則貫徹					

冒頭で述べたように、薩英戦争の経験によって、藩要路はこれまでの「西洋式」を忌避する姿勢を徹底的に反省し、兵器・兵制の両面で英式兵備への転換を行つた。元治元（一八六四）年には蒸気船五隻を代金二三〇二四万両で購入し三七、これ以後、計一万挺ほどの施条銃を購入した二八。

このような動向の中で、慶応三（一八六七）年三月には軍役高改正が行われた。薩摩藩は幕末維新时期に計三回の改正を実行して

いるが、その内容をまとめたものが【表六】二九である。

そしてこの改正に連動して行われたのが軍賦規定の改正だつた。これは薩長同盟・第二次幕長戦争という国内政治情勢の緊迫化に伴い、早急に舉藩倒幕体制を構築する必要性から行われたものだつたが

に關係する部分を挙げると以下通りである。

武家は、元來知行高に応じて大小の兵賦を担うものであるという規範のもと、持高に応じた軍賦が定められている。そして持高五

れた。詳細は後述するが、「西洋製施条銃ノ儀ハ、御物ヨリ御取入可被相渡候間、御軍賦役ヘ相付、早々挺數可願出候」^(四二)とあるよう、藩が一括して購入した施条銃を、衆中が代金を添えて城下に出府して受け取るという形でその購入は行われていった。

その後同年一一月、組織面での英式兵制への移行も命じられた。

(2) 衆中による施条銃購入の様相

今般英式兵制ヲ以、諸郷兵隊組合被相定、繰廻当番相勤、臨時変動到来ノ節ハ被差出、尤御出馬等ノ節、依便利大隊被召列、応機変出軍等可被仰付トノ趣ハ、委細被仰出置候通ニ候處、弥危急ノ秋ニ相成、已ニ天下ノ乱階生セントスル機運ニ相当、既ニ此節追々兵隊被差出、尚又引続出兵ノ時宜モ難計候ニ付、諸郷々急速練兵ハ勿論、即臨時ノ手當不行届候テハ、御國家ノ安危ニ拘候儀ニ付、右ノ趣深汲受致指揮、曇初役々屹ト致下知、同致勉強候様可被取計、乍併困窮ノ衆中共、今日為取統致農業等候ハ、即ヨリ右産業捨置候テハ、取続可令難渋候付、右等ノ処ハ其勘弁相加、臨機ノ手當不行届、且海岸ノ儀モ手薄候儀共無之様、嚴重ノ備可為肝要事、

(中略)

以上のような慶應期薩摩藩の軍制改革の実行において、衆中にとつて最も重大な問題が施条銃購入命令だった。ここではその購入の様相を、財源の問題に焦点を当てて検討していくこととする。まずは施条銃の価格について見ていただきたい。谷山郷衆中名越高朗の事例を見てみると、彼は「今日西洋製施条銃取入候、代金正古金拾七両ニ而、当分返融之大錢半朱紙札ニ而四百拾四貫八百文ニ取入候」^(四四)としており、慶應三年一一月二日に古金一七両^(四五)ニ錢四一四貫八〇〇文で購入していることが分かる。

次に本城郷衆中時任義喬の事例を検討したい。彼は番兵として城下に出府して英式調練を受ける際に購入している。慶應四年三月一五日の日記には以下のようにある。

一郷々応高頭銃器相備候儀ハ勿論、其余兵隊ノ人数丈ハ、
施条銃^(ミニーハル)於郷々取入候趣法モ、猶又致吟味、是非涯々相備候様、
可被取計事、

一郷々軍役金ノ儀、所產物等ノ余潤ヲ以、可相成相備候様、趣
法立ノ儀モ曖ト可被致吟味候事^(四二)

このように英式兵制への移行が諸郷に至るまで徹底され、各郷で英式調練が開始されたのだが、この点に関しては後述する。また、各郷で必要になる「軍役金」は各郷の特産物などの利益を以て充当するよう命じていることは特筆すべき点である。

が実行された^{五一}。それを受けて翌一七日、

城下の町人で「御用聞」の丹下伊左衛門^{四六}に、すでに決定していた錢二五〇貫文借り入れの執行を求め（馬越郷衆中竹下與右衛門も同様）、茶方掛御見聞役の野元一郎にこの借り入れと施条銃申請の件を上申している。その担保となつていたのは彼が生産している茶だつた。この史料からはそのことを断定することは出来ないが、彼はこの前年にも茶を担保に丹下から錢を借り入れている。

同三年六月二〇日、錢七二貫文を本城郷の町人善兵衛を通じて丹

下から借り入れ、「当秋茶御買上之節返弁可致筈而能カニ、証文右伊左衛門方へ相渡置候」としている^{四七}。つまり、藩庁が時任家の生産する茶を買い上げることを見越して、金錢の貸借が成立していたのである。なおこの年、时任義喬による茶の生産高は二七六貫二〇〇文に上り^{四八}、借り入れた錢を返済して余りあるほどだつた。

この当時、薩摩藩の交易において茶が生糸と並んで重要な品目だつたことが明らかにされている^{四九}。すでに文久二年には「御国産」の茶を買い上げて、濱崎太平次らに命じて「時節ヲ見合異人売込被仰付度」との計画があつた^{五〇}。交易品として輸出するに当つて郷内で生産される茶も重要なものであり、藩が積極的に買上げていたのだろう。

时任の施条銃購入に戻ろう。慶応四年三月一六日、「丹下氏カ前押借之分引渡有之、竹下氏一所ニ分式百五拾貫文括相取候」と、丹下伊左衛門から、时任・竹下へそれぞれ錢二五〇貫文ずつの貸与

衛門殿同道ニ而差越御頼申上候處、九ツ時分產物方へ差越候様御沙汰承り、與右衛門殿又々同道ニ而差越候處、野元殿出勤有之居候ニ付申請方一条申上候處、御免被仰付、施条銃壳挺代分式百五拾貫文、入目其外ニ八百四拾八文、都合代分式百五拾八百四拾八文上納いたし、鉄砲鉄相取候ガ」

とある。野元一郎へ丹下から借り入れた二五〇貫文と、自らの出費による要具代八四八文を合わせた二五〇貫八四八文を支払い、施条銃の購入が完了した^{五一}。

この时任の事例は「所產物等ノ余潤ヲ以、可相成相備候様」にという家老達を実行した典型的な事例である^{五四}。蒲生郷でもこのような動きが見られ^{五五}、確かに各郷の特産物を元手として施条銃の購入を進めるという方法は取られていた。しかし、各郷で生産できる特産物には限りがあり、別の方法を以て購入費を捻出することが主流であった。それが「御用木」の活用である。

出水郷の事例を見てみたい。出水郷では慶応二年正月にはすでに施条銃購入に向けて動き出している^{五六}。施条銃購入命令が出されたのは同三年三月だが、その約一年前には各郷に英式兵制への移行と施条銃購入命令が直に下ることが城下の番兵らを通じて伝えられていたのである^{五七}。ところが同郷衆中伊藤四郎左衛門は、

番兵の竹添弥八兵衛に宛てて、「近日施条銃申し請けたき儀、当分在合無く、残り多く存じ奉り候（中略）叶ヶ嶋山申請一条承知仕り候、早目出府精々周旋仕り候様、相達し下さるべく候間、尚又都合宜しく御取り成し下さるべく候」^{五八}としている。つまり施条銃の購入命令を見越して財源を模索したところ、「当分在合無」しという状況だった。先程論じたように持高五〇石以上の衆中は、上方へ出兵する者の費用を捻出するに当たり相当の資金を提供しており、その上施条銃購入のための資金まで用意することは困難を極めた。そこで竹添は購入のための一手段として「叶ヶ嶋山申請」を提案した模様で、出水郷役々が早目に城下へ出府し、藩要路に交渉する予定となつていて。

そしてその翌月、「八月時分は伊藤氏・石塚氏・上野氏・拙夫（＝肱黒良之助）御免仰せ付けられ、近々より檜木伐り方仕り、一隊分取り入れ申す筈相談仕る事に御座候、誠に好事やり付、一統之大喜びに御座候、然る処、其れに見習い、高尾野・阿久根・其外段々願い方有り候由に御座候」^{五九}と、檜の木を伐採し、その売却金を以て施条銃の購入資金に充てる許可が下りた。このことは近郷へも伝えられ、同じ手段によつて施条銃購入資金の捻出が図られていつた。そして八月、

私にも八月朔日より八村鹿倉櫻木取り下げ方之願望に付、出府仕り居り都合宜しく願いの通り御免許仰せ付けられ、当月

郎殿其外御差し入れにて、是又都合も宜しく、昨日阿久年之様御出立相成り候間、近日より山仕入れ等取り付け相成る賦に御座候、他国積出し御免許も相成り申し候^{六〇}。

と、出水郷内八ヶ村に渡る「鹿倉」^{六一}の檜木を伐採する免許が下り、山奉行江田平太郎らが見分して問題が無かつたため、近日中に伐採に移ることとなつた。同時に、伐採した檜の木を他国へ売却する許可も下りている。

このように、施条銃の購入に当たつて、「鹿倉」つまり藩有の檜木の伐採が許可され、その売却金によつて施条銃の購入資金が捻出されていたのである。この檜は藩有であり、衆中の負担は伐採に伴う労働力の動員のみで済むため、「一統之大喜び」だった。

このような動きは他郷でも見られる。名越高朗の日記から、関連する記事を抽出してまとめたものが【表七】^{六二}である。名越が施条銃を購入したのは慶応三年一一月一日だが、その直前まで「部一山」をはじめとする谷山郷内諸所を山方掛郡奉行が見分し、杉・楠の木の本数が改められている^{六三}。それを受け実際に伐採が行われたようで、一一月一七日にはその杉の代銀を藩に上納しており、さらに部一山の伐採跡地の活用も図られている。名越の具体的な購入原資が何かは不明だが、購入の前後に杉・楠の木の本数が郡奉行によつて調査されていることは関係があるものと推測できる。

伊作郷では、慶応四年九月二十五日に「今日ハ御軍役方武器求方

【表七】谷山郷における山方見分

年	月日	記事
慶応3	2月8日	「山方郡奉行江田平蔵殿表廻勤として爰許へ差入有之（中略）塩屋方杉木御見分有之」
	2月13日	「一部一山御見分」
	4月16日	「山方掛郡奉行衆喜入より平川江差越」
	6月26日	「野下一山教杉御見分」
	10月6日	「山方郡奉行衆御越有、町下夕井水樽江有之御取揚材木御見分」
	10月13日	「今日一部一山部合之願有之、五ツ時分より山方郡奉行衆旅宿江五ツ時分より差越候、御見分相済」
	11月2日	各越、施条銃購入
	11月8日	「御物山境極且帝釈寺山楠木本数改方として山方衆列立差越」
慶応4	11月17日	「和田庄村屋方より野下口杉代銀上納申ニ願書調方有之、山方役衆抵宿江口口ニ而候」
	3月26日	「五位野之部一松材（伐力）跡新地打江差越」

本手用松山御免ニ相成、山見廻被差入」と、施条銃購入の

元手として藩有の杉の伐採が許可された（六四）。その後、「御

軍役方ニ付本手用御物松木申

請候木代分上納方とメ出府」

する衆中の様子が窺え、実行に移されていることが分かる（六五）。

では、この藩有の木材の伐採数及び、それにより捻出された金額を明らかにし、施条銃購入に十分な資金に達していたのかという点について次の史料を検討したい。多少長文になるが、重要な史料なので全文を挙げる。

口上覚

伊作

湯ノ浦河内龍之瀬口部頭

一杉六百四本 八尺廻ろ武尺五寸廻迄

但部壹申請残木 分千八百拾貳貫文

右同村之内船之平

一同千貳百八本 六尺五寸廻ろ壹尺八寸廻迄

但書同断 分九百六拾六貫文

一同四百八拾九本 中原村之内御城山所々

六尺廻ろ貳尺廻迄

但書同断 分千五百貳拾貢文

湯ノ浦河内山之神下り

一同六百七拾六本 六尺廻ろ壹尺九寸廻迄

但書同断 分五百四拾貢文

和田河内北平川付

一杉百八拾九本 武尺廻ろ七尺三寸廻迄

但書同断 分五百六拾七貢文

右者爰許之儀無高無屋敷勞衆中共多人数罷居候處、施条銃之

儀御軍備第一之要器ニ而追々被相備、殊ニ先般應高割御手當

向被相定置候得共、夫而已ニ而者慮人体候丈調備兼候付、當

分茂出兵仕居候得共^者、猶又切迫之時勢奉汲受、是非施条銃求

方仕度、所役々篤と吟味仕、高割被相定候銃器、外ニ所産物

等之余勢を以涯々施条銃買入方之趣法相定度精々尽吟味候

得共、買入方之補ニ相成可申程之余勢向無御座候、然処爰許

之内本行五ヶ所杉木大切さ一山等之御物山ニ向、恐多奉存候

得共、御軍備用施銃^{〔素前方〕}買入方ニ付、右本数代銀上納申受被仰付

被下度御願申上候間、奉恐入候得共何卒武器求方用として御

見分之上代銀上納申請被仰付被下度奉存、此段申上候、以上、

ハ、難有此涯施条銃買入方仕度吟味仕候間、奉願候通申請御

免許被仰付被下度様被仰上被下度奉存、此段申上候、以上、

辰七月十二日 行所見廻

御地頭所

行司

地頭横目

(3) 「御返木」の実行

このように、衆中の施条銃購入には茶をはじめとする諸郷の特産物を活用する場合もあつたが、その多くは藩有の山林から木材を伐採して売却したことにより生じた資金によつて可能となつていた。

この史料は、慶応四年七月十二日に伊作郷諸役から地頭に宛てて出された口上書である。ここで彼らは、時勢が切迫していることから、施条銃を「御軍備第一之要器」とし、その重要性を認めて是非購入したいとしている。しかし、家老達で提示された「所産物等之余潤」を以てその購入資金を捻出するという方法では、購入に必要な資金に遠く及ばなかつた六七。そこで他郷と同様に「御物山」(=藩有)の杉を伐採し、それを売却して資金を捻出する方法を藩に願い出ている。そしてその杉木本数を改めたところ、購入のために伐採できる本数は計三一六六本で、その売却によつて捻出される代錢は計五四〇五貫文と見積もられている。この本数と価格の見積もりは彼らの私見ではなく、出水郷や谷山郷で確認されたように、山方関係の役人が城下から差越して、見分した上でのものだと考えられる。この金額で購入できる施条銃の挺数は、名越高朗の購入額で計算すると一三挺分、时任義喬の購入額によると二一挺分である。慶応二年の時点で伊作郷における持高五〇石以上の衆中は六人であり、購入すべき挺数に対しても十分な数の施条銃の購入が藩有の杉木の伐採によつて可能となつていたのである六八。

しかし、恐らく藩命だと考えられるが、戊辰戦争後には「御返木」つまり伐採した跡地に苗木を植樹する動きが見られる。次の二つの史料を見てみよう。

口上覚

伊作

湯ノ浦河内瀧ノ瀬

同五反程

湯ノ浦河内船之平
差杉場六反程

同所山之神下り

同壹町程

右者昨年〔明治二年〕所武器求用として杉木代銀御願申上候處御免被仰付、伐跡地面江自分失脚を以部壹杉仕立方之願申上候間、御見分之上何ぞ御差支等無御座候ハヽ、御免被仰付被下候様被仰上可被下儀奉願候七〇。

覺 蒲生

松穂四拾万本

内白男村岩井川内六九久末村之内城山板木戸

八万本去々已年〔明治二年〕より午年迄差入

三 英国式軍事技術の習得

右者所御軍役施条銃求方本手とメ代銀上納申請候御返木之
四万本当春差入

為、内右之通差入方仕候間、此段御届申上候七一

伊作郷の史料によると、衆中の自費によつて「部一杉」の植樹が行われていることが分かる。そして、蒲生郷ではこの動きが明治二年から開始しており、以降一〇年に渡つて毎年四万本ずつ植樹する計画だつたのである七二。

衆中による施条銃の購入は、当時の薩摩藩にとつて喫緊の課題だつた。それゆえ藩有の木材を伐採し、購入資金に充当させることが許可したのだろう。しかし、戊辰戦争後伐採した跡地に苗木の植樹が行われており、結局は植樹に伴う費用を捻出する必要があつたのである。その資金に充てられたのが、明治二年の軍役高改正に伴つて行われた過剰高の売却によつて得られた資金だつたのではないだろうか。原口泉氏によると、衆中持高は一〇〇石から五〇石に削減され、一石につき二〇〇貫文で、郷内での相対売買が命じられ、この削減は厳密に行われたことが明らかにされている七三。これに伴い、衆中は相当の資金を得ていた。例えば时任義喬は明治二年に持高九石二斗余を売却して一八六〇貫文を得ている七四。過剰高の売却による多額の資金の獲得が明らかであり、それを元に「御返木」、つまり実質的な施条銃購入資金が捻出されたと考えられよう。

(1) 慶応期の「前提」

安政元年以降、多くの郷士が江戸湾警衛のために出兵したことは既に指摘した通りだが、江戸での郷士たちは調練稽古に出精している。出水郷士伊藤祐徳の日記七五からその様子を伺うと次の【表八】のようになる。彼らは同元年正月二九日に鹿児島を出立し、三月八日に江戸に着いている七六。そして、四月二日には、毎月二と七の日は砲術調練稽古を行い、二五日は「家老衆御見分」と定められているが七七、ほぼその規定通りに調練稽古が実施されていたようである。それに加えて、鉄砲の射撃訓練や射撃の腕を

【表八】江戸湾警衛における郷士の調練

日付	記事
3月17日	調練稽古：於上屋敷
3月26日	鉄筒調練：上様御出被遊、御指揮
3月28日	調練：於公義鉄砲場
4月5日	調練式日：於上屋敷
4月7日	調練式日：於渋谷御屋敷
4月15日	調練稽古方：於上屋敷
4月17日	渋谷調練式日：銘々自筒之調練ニ相成候、
4月25日	御家老衆調練御見分ニて罷在候處、若殿様ニモ御出被遊
4月27日	渋谷調練式日
5月14日	渋谷御屋敷へ上野司（物主）殿其外列立、鉄砲稽古的打として差越
5月15日	上屋敷調練式日
5月16日	御兵具方鉄砲打試方：於今里御屋敷
5月19日	渋谷御屋敷へ三寸角鉄砲射方
5月20日	三寸角争鉄砲：於渋谷
5月23日	鉄砲射方：於渋谷御屋敷
5月27日	渋谷御屋敷調練
6月5日	調練：於上御屋敷
6月9日	鉄砲射：於渋谷御屋敷
6月12日	調練：於渋谷御屋敷
6月15日	調練：於上御屋敷御馬場：若殿様御出被遊
6月17日	調練：於渋谷御屋敷
6月21日	老若鉄砲射擊：於渋谷御屋敷
6月25日	御家老衆調練御見分：於上御屋敷
閏6月2日	調練：於渋谷御屋敷
閏6月4日	鉄砲射：於今里御屋敷
閏6月5日	調練：於御馬場
閏6月12日	調練：於渋谷御屋敷

競う競技会のようなものも開催されている。その指導には規定通り家老も見分しており、時には藩主斉彬も訪れている。それ以外には物主の上野司が指導していた。江戸湾警衛の担当者を勤めていた安田助左衛門七八も、この前年の嘉永六（一八五三）年に「定府之面々杯へ鉄砲指南毎日被仰付、其上塩硝調合モ於白金台被仰付候」七九としており、郷士たちは調練・鉄砲稽古の際には常に指南を施され、さらに大砲・鉄砲の火薬の調合に至るまで細かく指導を受けていた様子が窺える。

また、三月二八日には、「大森之内羽根田ト申所、公義鉄砲場にて調練有之（中略）公義役人も被罷在候」八〇とあり、幕府の役人の前で郷士たちの調練が行われている。「公義鉄砲場」とは、嘉永五年に建てられた大砲射撃場で、そこでは幕府所有の大砲・鉄砲を用いて軍事調練を実施していたという八一。幕府はそれまで高島流砲術の伝授を禁止していたが、嘉永六年九月に解禁した八二。それを受け、同年四月一八日には既に「於大森大砲打方ノ公辺ヘ御願ノ上被仰付候、大森大砲打ハ此節初テノ事ニテ、惣人数百六十七拾人ニ及ヒ、首尾能相済候」八三と、江戸詰の薩摩藩士に大森での砲術稽古を許可されている。このような中で、伊藤祐徳ら郷士たちもまた、幕府が所有する最新の大砲を用いて砲術調練を行うことが出来ていたのである。さらに伊藤は、「安政二年乙卯三月、田町藩邸海岸砲台備付ノ大砲試験打チ及ヒ藩士操練検分トシテ、阿部閣老外一同及ヒ越前・肥前・土佐・宇和島等ノ列侯臨場之砌、

台場砲拾八封度火造打方命セラレ、都合能ク相勤タル廉ヲ以テ御褒

詞并受ス」八四としており、田町藩邸の海岸に備え付けた和蘭新式大砲の試験打八五と、郷士たちも含めた薩摩藩兵の操練を阿部ら閣老らが見分、それが上出来だつたとして褒美を得ている八六。

このように郷士たちは江戸への出府以来、幕閣らも見分するような緊迫した状況下で、調練や鉄砲の射撃訓練に出精していたのだが、安政二年三月に次の達しが出されている。

軍賦役 壱人

小頭 六人

戰兵 四拾八人

右者下曾根金三郎殿砲術稽古式日、毎月一・六之日ニ被建置候ニ付、右之通式日毎日三被遣稽古方被仰付候、右ニ付而者、他藩中相受調練稽古可有之候ニ付、一統行儀正敷礼讓を守、聊不勘弁之儀共有之間數候、此旨御軍賦役へ申渡候、

三月 豊後八七

すなわち、調練の単位と同様に九六人の郷士を四八人の二組に分け、下曾根金三郎が開く稽古式日に派遣することが、家老を通じて斉彬から命じられたのである。下曾根金三郎（＝信敦）は幕臣であり、幕府公認のもと、高島秋帆から江川担庵と共に最初に高島流の伝授を受けた門人である。彼は皆伝を受けて下曾根一門として、嘉永五年以降大森で「ホーワキッスル筒」「モルチール筒」「ハントモルチール筒」などの最新の大砲を用いた実弾演習を継

続して行っている^{八八}。高島から伝授を受けたもう一人の門人江川坦庵は、安政二年正月に死去しており、郷上たちは江戸で当時西洋（高島流）砲術の第一人者からその指南を受けていたのである^{八九}。その稽古に参加できていたことは、彼らにとって貴重な経験であった。

江戸へ出兵して集中的に調練稽古を施された郷士たちは、帰郷後郷内での調練稽古において中心的な役割を担うようになる。例えば安政二年五月一八日、江戸湾警衛のために高山郷士六名が出兵を命じられ、六月二日に江戸へ出立した^{九〇}。その内、柏原弥九郎と市来清之進は、帰郷後組頭に任せられている。組頭は郷士の教導及び郷の警備に当たる職掌だが^{九一}、調練の際には「与頭柏原」弥九郎・市来清之進・山下筑左衛門・河俣休次郎出役三面、惣郷士罷出候、朝之間調練稽古ニ而、昼剣術、鎗術稽古為致候」^{九二}とある。つまり、江戸出兵を経験した柏原や市来らが指導役となつて調練や武芸の稽古が行われていたのである。

安政期には交代で多数の郷士たちが江戸湾警衛に出兵した。それに伴つて最新の調練や砲術・鉄砲射撃の指南を集中的に受け、高い軍事技術を習得することによつて、彼らは帰郷後各郷で軍事調練の中心となり、その技術を郷内へ広めていった。江戸湾警衛に伴う郷士の出兵は、「江戸湾の防御」という面もあるが、郷士が高い軍事技術を習得し、それを帰郷して伝え得たことにも大きな意義がある。

彼らによつて郷内での調練稽古が充実していったのだが、安政

期にはさらなる改善が行われている。弘化四（一八四七）年八月、城下に砲術館が設立された。これは成田正右衛門を中心とする御流儀（＝高島流）砲術教授機関であり、城下士のうち「三拾歳以下拾五歳以上稽古イタシ、三拾歳以上ハ勝手次第」と定められて^{九三}いた^{九四}。それがこの時期になると、郷上も砲術館で稽古を受けるようになつている。家老の新納駿河によると、「砲術稽古所」で家老も出席の上で郷士の稽古を見分している様子が散見される^{九四}。高山郷でも、具体的に誰が稽古のために砲術館へ出府したかは分からぬが、「砲術稽古出府人数取調」が行われている^{九五}。

また、安政四年に薩摩へ來訪した越前藩士村田氏寿は、砲術館では「手銃操作」「大砲使用」「銃隊調練」「載帽銃歩操」の稽古が行われていて、「此藩三兵調練日割左の如し、但六番組郷士の分は砲術館へ二度出勤致し、調練場へ一度出申候」^{九六}と、郷士もそれに参加していることを明確に示している。また、成田正右衛門から各郷へ、「来正月六日／御流儀砲術稽古初二付、例年之通一統可被罷出候」と廻達されており^{九七}、郷士が出府して成田の下で砲術調練を受けることは既に慣例となつていた。

さらに、郷内での鉄砲射撃稽古には、城下から鉄砲師範が廻勤するようになつていて、高山郷における指南者は、稻留流の師範和田乗助だった^{九八}。嘉永四年九月三〇日、高山郷で和田のもと「鉄砲矢先争」が開催されていることがその初見だが、例えば安政二年の場合は、九月二日に和田が高山郷に差越、九月一五日に出立するまでの間、ほぼ毎日鉄砲の指南が行われている。またその間、

隣郷の串良郷士も訪れ、高山郷士と共に指南を受けた日もある^{九九}。

以上のように、安政期には郷内での軍事調練や鉄砲稽古について質的に大きく向上した。それに伴つて藩要路も郷士たちの調練稽古を評価するようになる。新納駿河は安政二年二月二十四日から四月五日にかけて諸郷を巡回して調練の見分を行つてゐる。その際、出發して最初に訪れた牛根郷では、在勤している「御役々」

(II 郡奉行ら) や所役が「当所郷士中調練揃よろしく候段申出候

二付、助八其外御役々出張調練見分いたし候処、随分よく揃ひ居候」^{一〇〇}としている。また、前述した高山郷をはじめ、串良・百引・高隈・市成郷の郷士六〇〇人による合同調練を見分した際も、「立派ニ出来候」^{一〇一}と評価した。さらに、飯野郷の「広野にて家來中之調練見分」したところ「是ハ近年御手當方之調練のみにて家伝之備組は取止居候ニ付、至て不連続と申事候得とも、立派に出来候間以後も不取捨調練いたし候やう申達し置候」^{一〇二}としている。他にも安政四年に伊作郷で「今朝請持掛衆調練御見分有之、朝七ツ時分ち集居候處、五ツ時分被差越一篇稽古いたし候処、随分よきとの事也、不怠稽古いたし□事なり」とされてゐる^{一〇三}。

このように、安政期以降に実施された調練稽古によつて、郷士たちは軍事的に熟練していき、実際の戦闘においても彼らは十分な働きをした。元治元年に起つた禁門の変を事例に、その様子を簡単に見ておきたい。

禁門の変において薩摩藩の部隊は自覚ましい働きをした。それは孝明天皇や公卿から「当日長軍猛勇ニシテ薩軍ナカリセバ、ノ

鳳闕ノ危キハ累卵ノ如ク、雲上及ヒ公卿方モ会兵ヲ第一ノ勇猛ト予テ頼ミ思召サレシニ、薩兵ハ之二十倍セント賞」されたことからも分かるが、在京の軍賦役は郷士の部隊に關して「諸郷兵ニハ阿久根・出水・水引等ノ分捕功名少カラス」と、その働きを評価している^{一〇四}。その具体的な働きを、軍役奉行伊地知正治は国許への報告において次のように記している。

・阿久根勢ハ近々ト大砲ヲ并ヘ付、先備之高岡人数ニ開ケヽヽト
　声ヲカケ候故、施薬院ノ内二人數押開キ候ヘハ、能發節ヘ当
　リ候、然共賊徒茲ヲ第一トスル攻口ニ御座候得ハ、彼方ヨリ
　モ死傷ヲ不厭大砲・小銃垣ノ内ヨリ横矢ニテ打立、手負死人
　モ御座候得共、高岡人数施薬院之内ヨリ横矢ニテ打立、正面
　之平田平六大砲ヲ込替々々打セ、後ニハ桶脇人数モ四挺ノ二
　封度ニテ加勢イタシ候、斯ル処室町辺ヨリ彼力後陣扣ヘシ中
　立壳通人數ニ、出水一組ニ中原猶介差引セシ兵庫遊撃人數モ
　大砲打立、綾・穆佐人數ハ新町ヲ押立、遂ニ賊徒不残追散
　・日野家ヨリ三十人計ニテ逃去候者有之節、物主共不居合候得
　共、出水・綾・穆佐人數ニテ十人計取留
　・増田右衛門佐・久坂元瑞扣タル鷹司家ニテ、彦根・越前其外
　諸家之人數押寄、此方勝軍ノ後モ無絶間砲声聞ヘ候故、三四
　与被差向候ヘハ、都合克鉄砲之敵人打留候ハ水引人數

者モ有之候得共、溝中・門脇ニ潜リ居発砲候故、公家御門ニ賊ノ不入ハ此手ノ働ナリ。○五

ここでは、会津兵の十倍の働きとされた薩摩藩の部隊の中で、郷士が城下士に勝るとも劣らない働きをしたことが克明に記されている。それ以前から継続して調練稽古へ出精していたことにより、確固たる軍事技術を習得していた郷士たちは、実際の戦闘においても十分な働きをした。このような技術を基盤として、彼らは「英式」に対応していくのである。

(2) 郷内における英國式調練の展開

持高五〇石以上の衆中たちが施条銃を購入すると、各郷で英國式調練や施条銃の射撃訓練が開始されるようになる。彼らの施条銃を使用して、郷内で調練稽古の体制を構築することが出来たのである。管見の限りその初見は蒲生郷の慶応三年一月二七日（一〇六）で、家老からの「達」が出される同年一一月以前から既に英國式調練は始まっていたのである。

その蒲生郷では、慶応三年一月一七日に「ミニヘル稽古式日之一条付、人數調方等致、麓之儀ハ四十歳以下壹日越ニ八幡庭ニ而稽古致筈、田舎之儀其儀不相叶候付、漆村ヨリ八人、式朝毎ニ出席、西浦村・小川内之内ヨリ六人、出席之賦致候事」（一〇七）と、郷内で議論の上、基本的に麓居住の衆中のうち一八歳以上四〇歳以下の者は、全員隔日で施条銃の射撃訓練に参加することとした。

本城郷において、「英式調練稽古」が開始されたのは慶応三年三月一八日で（一〇八）、翌年正月一〇日には「今日大口江ミニヒル打例とメ差越」とあるので、遅くともこの時点までは衆中が施条銃を購入していることが明らかである（一〇九）。この調練は本城郷のみで行う場合もあるが、時々、大口郷の諏訪で大口郷やその他の郷と合同で行っていた（一〇九）。さらに、城下から「御談合役」らが訪れて指南を受ける様子も散見される（一〇九）。

また、蒲生郷と同様に施条銃は調練稽古を行うに当たって不足があつたのだろう。後年の事例ではあるが、明治二年には「施条銃湯之尾ヲ甘挺借入相成筈ニ而取ニ遣相成候處、馬越江右ミニヒル借シ相成候付、拾挺丈當所ヘ差遣候段湯之尾被申、右ニ付八挺有之候へ者、宜候ニ付借入候」（一〇九）という事例が見られ、必要に応じて近郷同士で施条銃の貸し借りを行つていたのである。

谷山郷の場合は、「調練稽古」の記事は多数あるものの、「英式」とは明記されていない。しかし、慶応三年二月二十四日には「今日より陸軍砲術為指南方御当地より法元栄助殿・星山矢之助殿御越有之」（一〇九）とある。そして三月朔日まで毎日谷山郷の「調練稽古場江出張」して指南を受けており、英式調練稽古に関して、城下の陸軍所の役人が廻勤して指導が行われていたのである（一〇九）。

この谷山郷の事例に見られるような調練稽古の指導者について、

高岡郷では「英式兵隊調練」が慶応三年二月二三日に開始された

が、これ以降も調練には居地頭である名越時敏が見分に訪れて指導を行つてゐる^(一七)。また、三月朔日には衆中入来才右衛門が

「施修砲申請之書付致内見吳候様」に名越時敏に願出て許可を得

ているが^(一八)、この後直ぐに彼らは施条銃を購入したのだろう。

三月一日には、「八ツ後ヨリ市來正太郎・西平一其外二才共來、

ミニヘル遠丁打トシテ へ差越候、拙者ニハタイフル持出張」

し、購入したミニエー銃の打方稽古を実施している^(一九)。このよう

に、英式調練・施条銃の稽古において、城下から陸軍所の役人が廻勤して指南するだけではなく、軍事に精通した居地頭が果たした役割も大きかった。

ところで、衆中の中には慶応三年以前から英國式調練や施条銃の射撃稽古を積んだ者がいた。それが、京都などの警衛に出兵した者と、番兵として城下へ出府していた者である。

薩摩藩はすでに元治元（一八六四）年四月には施条銃を購入していたとされているが^(一〇)、挺数が不十分だったのだろう。管見の限り、この段階では城下・京都共に施条銃を使用している様子は見られない。警衛のために上京している伊作郷衆中宇都泰助・篠原彦次郎・村田十左衛門の三人は、慶応元年十月二二日「銘々

持筒取繕方仕度奉存候付、成就迄之間御兵具方御在合之筒、本行之通押借仕度御座候」として「八匁雷帽子筒壹挺宛」を貸与されている^(一一)。この時点では國産の施条銃を製造する技術はまだなく、薩摩藩では「弘化嘉永の頃より、燧石銃を改製し、雷管打に変し

たがあるので、その改造を行つてゐるのだろう^(一二)。

しかし、同二年になると衆中にも施条銃が普及し始める。これは同年一月、五代友厚が歐州から帰国するに伴つて二八一七挺を持ち帰つたのを皮切りに、この年には長崎で注文した施条銃が続々と入荷していることが大きな要因だろう^(一三)。京都では同年一月・六日にミニエー銃が一挺ずつ衆中に貸与されており^(一四)、中には購入する者もいたようである^(一五)。

そして京都では三月には英國式調練が実施されるようになり、家老や軍役奉行の指南の下、彼らは集中的に調練を施され^(一六)、「頗ル盛ニ氣勢を張」、「毎日陣屋庭ニ於て砲術調練」に励んでいた^(一七)。この調練は綿密なものだつた。例えば九月朔日に行われた調練では、益満与右衛門組と染川五郎左衛門組の衆中の部隊には「散兵隊装薬打」、伊藤次右衛門組以下三組の衆中には「小隊運動并装薬打」、大山後角右衛門組、志岐小左衛門組の衆中には「生兵手前稽古并運動等」が「御家老見分」の上で行われており、各隊ごとに多様な部隊の運動法を実践していた^(一八)。また、彼らは施条銃の射撃に当たつて必要な火薬の製造にも携わつており、英國式軍制の導入において必要な技術を細部に至るまで習得していったのである^(一九)。

城下においてもこの頃英國式調練が開始された。出水郷衆中竹添弥人兵衛は「番兵」として城下に出府していた慶応元年一二月、
「拙者も成るだけ調練伝習方出精致し、当月二十日前後には帰郷の含みに御座候、手続き運動惣て相替り居り、心配之事に候」^(二〇)

と息子の宗太郎への書簡に綴っている。つまり、この時点では既に以前の調練から英國式の調練への変更が行われていたのである。

また翌年四月八日には、小松帶刀が「英式調練」「ミニーケル調練稽古」が城下で行われていることを記している^(三)。

このように出兵先で英國式の調練を受けて帰郷した彼らもまた、郷内で英式調練を実施するに当たり、指南の中心的存在となつていた。伊作郷衆中宇都良之助は、慶応元年八月から翌年末まで京都警衛に出兵しているが^(三)、彼も「慶応元年京都守衛方詰ノ際、英式ヲ用キラレ、満期帰國ノ際、郷内英式ヲ以テ鍊兵ス」とする。京都で英式調練を受けた衆中は、帰郷後郷内での指南役を担つていたのである^(三)。

また、郷内で行われた調練はテキストに基づいて行われていた。

蒲生郷には、「千八百六十二年式英國歩兵練法第四編図」が伝わっている^(一四)。これは、英官版「Field Exercise and Evolution of Infantry」を訳したもので、七編九冊からなる^(一五)。また、宇都良之助も「散隊号令」という兵学書を所有している^(一六)。これには、「慶応三年辰五月吉日 赤松小三郎訳」と記されている。赤松小三郎は信濃上田藩士で英國式兵学者であり、薩摩藩に招聘され、京都薩摩藩邸において薩摩藩士に英國式兵学を教授すると共に、多数の英國兵学書の翻訳を行つていた^(一七)。それゆえ「散隊号令」も英國式の兵学書と考えられる。このように、城下に所蔵されていた英國式兵学書の写本が諸郷に流布し、その写本をテキストにして調練が実施されていたのである。

(3) 城下での英國式調練と番兵の諸相

以上のような形で郷内で英式調練が行われていたのだが、城下の陸軍所等で行われていた調練にも衆中が参加する場合が二通り存在する。一つは数人を選抜し、城下へ短期的に出府して英式調練稽古を受けるように命じられた場合。もう一つは、前述の通り、出兵する衆中を「番兵」として城下に出府させ、長期的に調練稽古を行うという場合である。

前者の場合について蒲生郷の事例を挙げると、慶応三年二月二日に、「稽古方とシテ出府いたし候様」に軍賦役から命が下り^(一八)、「ミニヘル筒稽古」の為一八人が出府している^(一九)。彼らは四月一日に帰郷しており、約一ヶ月半城下で衆中を短期集中的に調練稽古に参加させて熟練させ、そこで習得した技術を帰郷して郷内へ還元させるという仕組みだった。そしてその多くが、戊辰戦争や長崎・日田へ出兵している^(四〇)。

そして後者の、上京出兵を見越して城下で衆中を練兵するという場合について。「此節、諸郷衆中之面々、御城下番兵として召し寄せらる候儀は、皇國方今之形勢に至ては、内侑外征之御急務にて、御城下非常之御警衛且何方にも御人数差し出され候砌は、先鋒仰せ付けらる儀も、これ有るべく候間、其心得にて罷り在るべく候」^(四一)と、薩英戦争後、城下非常の警衛に加え、出兵の際に先鋒を命じられることを想定して、衆中による「番兵」が城下に組織され、その部隊が実際にそのまま出兵していた。つまり、

上京出兵を見越して、城下で一度衆中を練兵してから出兵させるという仕組みが構築されていたのである。この番兵詰の間、宿所は城下の「福昌寺之内脇寺」などに用意されており^(四二)、費用は基本的に各郷が負担していたが、先述のように一定期間を超過すると「給金」として一人二七貫文が支給されていた。また、「番兵人數江施条銃御渡付相成候」とあるように^(四三)、未購入者や購入義務がない持高五〇石未満の衆中へは施条銃の貸与があつた

^(四四)

では最後に栗野郷の内丸と本城郷の时任の事例から、城下で行なわれていた調練の様子を明らかにしておこう。調練はほとんど毎日、朝四ツから七ツ時まで^(四五)、陸軍所や台場で行われていた^(四六)。その際、「今日雨天ニ而昼九ツ時より御だ火場^(台場)へ調練稽古とメ罷出候処、御軍賦役五代競太殿御出張有之、組賦有之候処、馬越竹下與右衛門殿・羽月山元市助・湯之尾山崎弥十郎殿・曾木長谷川直治殿、其外拾三番陣營都而大砲隊被仰付候、大砲隊惣合人數四拾七人被仰付候」^(四七)とあるように、軍賦役によつて本城・馬越・羽月・湯ノ尾・曾木郷の衆中（十四番陣營）と十三番陣營の衆中を合わせて大砲隊四七人が編成されている。つまり、番兵として出府した衆中は全て各隊に編成され、出軍の際に実際に出撃する部隊ごとに実践的な調練を施されていたのである。なお、

この調練は「御家老衆より現打之御見分有之（中略）此上者猶又御鄉番兵杯ニも精勤可致候様被仰、忝奉存候」^(四八)と、時には家老も見分に訪れていた。

また、調練が休日の日や雨天中止の日、出府している衆中たちは英國式兵学の習得に努めている。内丸は慶応三年三月二十九日、「雨天ニ而終日休日（中略）連兵号令詞」一卷書写候、終日造士館江詰居候^(四九)と、調練が雨天休日だったため、終日藩校造士館に詰め、「練兵号令詞」を書写している。彼は同年八月一二日に出兵するまでの間、「連兵号令詞」「小太鼓号令帳」「号令詞」「口兵号令帳」「浦立号令帳」「号令操練帳」「大隊号令帳」「大隊散隊号令帳」「小隊号令帳」「小隊号令備図」「比志島家馬術捷書」を筆写している^(五〇)。このように彼らは調練による技術の習得に加え、兵学書を通して軍隊の操縦法を身に着けていったのだつた。

このような調練稽古を通して彼らは熟練していった。慶応三年七月二九日、在京の小松帶刀に向けて、家老の桂久武は次のように報告している。

諸郷私領之出兵之人数も、都之城一隊之外ハ惣テ新兵、俄練習ニ而如何と存居候処、一統此度ハ十分にはまりニ而、先可成ニ出来候而仕合ニ御座候、一昨日御城下六番隊并ニ新兵二隊、諸郷・私領一大隊之調練有之、ノ上様ニも御出被成、隨分出来上り申候、就而ハ当月九日諸郷私領共一統出揃ニ相成、毎日精々之調練ニ御座候処、最早随分出来候^(五一)

城下で「番兵」として出府している衆中の調練を見分した桂は、衆中たちは十分意気込んでいて、既に英式の部隊として随分出来

上がつていると評価している。上記のような仕組みのもと、彼らは英國式軍制に対応し、戊辰戦争に動員されていったのである。

おわりに

慶応期に政局が一層切迫していく中で、上方における軍事力の重要性は大幅に増した。それに伴い、安政期に比べて出兵する衆中の階層も中下層の者にまで分化していく。この出兵には多くの資金が必要なもの、最早不足分を各家が個別に自弁できる状況ではなくなつていた。そこで各郷では持高に応じて出銭を徴収すると共に、借り入れや模合を活用しつつ、出兵による費用を郷全体で捻出していった。

彼らの主要な出兵先である京都では、慶応二年一月ごろから英國式の調練と施条銃の射撃訓練が集中的に実施されるようになり、彼らは積極的に稽古に参加して、細部に至るまで英國式の技術を習得していく。その際多くの者は施条銃の貸与を受けていたが、中には国許に先駆けて購入した者もいたようである。

このような中で行われた慶応期薩摩藩の軍制改革、すなわち英國式軍制の導入は、持高五〇石以上の衆中に施条銃の購入を命じる重大な画期であった。持高五〇石以上、という上層の衆中のみの購入ではあつたが、彼らは出兵する者への費用捻出に当たつて相当の金額を負担しており、当然ほとんどの者が施条銃購入資金

の「在り合わせなし」という状況に直面した。本城郷など茶の生産が盛んな郷では、それを担保に町人から借り入れをして費用を捻出することが出来ていたが、多くの郷では命じられていた「特産物の余潤」によつて銃を購入することは出来なかつたのである。そこで、藩有の山林から木々を伐採する許可を得て、購入資金を捻出するという方法が取られた。この木材の伐採は購入する挺数に対し十分な金額を生み出しており、この方法を主流として衆中の施条銃購入が進んだのである。

持高五〇石以上の衆中が施条銃を購入したことは、各郷で英國式調練と施条銃の射撃訓練の実施を可能にした。城下に武士が居住している他藩と異なり、大多数の武士が郷村に居住している薩摩藩が英國式軍制を導入するに当たつて、このことは不可欠なことだつた。しかも、持高五〇石以上の衆中のほとんどが江戸や京都への出兵を経験した者である。陸軍所の役人が廻勤したり、居地頭によつて指南が行われる場合もあつたが、出兵先で身に着けた確かな軍事技術を持つ彼らに施条銃を所有させることによつて、郷内では彼らを核として調練稽古が行われていつたのである。

このような諸郷での軍事調練に加え、城下でも選抜された衆中が岡府し、一ヶ月半ほど集中的に調練稽古に参加してその指南を受けた。また出兵を見越して岡府した「番兵」たちは、実際に出陣する部隊に編成され、実践的な調練を長期間に渡つて施されていた。その結果、彼らは英國式の部隊として完成してゆき、戊辰戦争へと出陣していつたのである。

戊辰戦争に動員された薩摩藩の戦兵の内、城下士は一九〇〇人、

一五五

衆中は一八〇〇人と推計され^{一五二}、城下士とほぼ同数の衆中が出兵していた。そして各地で薩摩隊は「伏見・鳥羽街道・竹田街道・大宮筋四ヶ所へ一所打立砲戦、誠ニ勇々敷申ニモ余り有、四ヶ所専薩兵ノ手并長兵而已引受、官軍卓強ノ次第、今日ニ至リ數度大戦、一度モ敗リ取候事無之、薩兵ハ未一步モ引候事無之、兵氣勢熾ハ和漢無之程ニ強兵と可申」^{一五三}などと激賞された。

しかし、家老の新納刑部が「諸郷・私領兵隊之儀不相振趣ニ相聞得候間、此度ハ精撰ヲ以、二大隊速ニ繰立之手当イタシ置候様」^{一五四}と國許へ申し送つているように^{一五四}、衆中の部隊は城下士の部隊に比べると質的に若干劣つていたようである。彼らが施条銃の購入を開始したのが慶応二年八月ごろ、そしてその購入を受けて英國式調練が郷内で開始されたのは翌三年一月ごろからであった。城下に出兵して集中的に調練稽古を施された衆中（＝番兵隊）はともかく、それを経ずに出兵した衆中（＝外城隊）が英國式に十分対応するのは容易ではなかつたのだろう。

ところが、彼らは戦闘の中で自ずと対応していくようである。外城一番隊（＝高岡隊）を部隊長として指揮した村田経芳は、凱旋後衆中に次のように述べている。

貴下らはこのたびの戦争にて実験をなして実戦には差支なきが如くなれども、外国との戦争はかかる易々たるものにあらざれば、今よりその覚悟して十分準備をなさざるべからず

それ以前から調練稽古の指南を受けて出兵も経験し、技術面での基礎を身に着けていたことによつて、彼らは実戦を重ねていく中で英國式の部隊編成に対応し、施条銃の射撃能力も戦闘に支障がないまでに向上していったのである。

他藩では幕末維新期の時勢に対応するために、軍事技術の蓄積も無く、士気も低い「農兵」を急遽徵募しなければならず、軍事面での不安は免れ得なかつた^{一五六}。それに対して薩摩藩は安政期以降、確かな軍事技術を蓄積していた衆中を大人數動員することが出来た。禁門の変では、薩摩藩の部隊が主力となつて長州藩の部隊を撃退したことによつて、それ以降薩摩藩は京都の政局において、その軍事力を背景に大きな影響力を持ち得たことが指摘されている^{一五七}。その際郷士は城下士に劣らない働きを見せた。そしてその後、薩摩藩は英國式軍制を導入し、他藩に抽んでて英國式の部隊を大勢動員し、戊辰戦争で大きな働きをすることが出来たのだが、城下士に比べて大人數に及ぶ衆中が、持高五〇石以上の上層の者を核として英國式に対応したことがそれを可能にした。彼らの存在は薩摩藩に軍事上の大きな優位性を与えた、中央政局における薩摩藩の諸動向を軍事面で支えていたのである。

そして戊辰戦争後も、郷内では調練稽古が継続的に行われていった^{一五八}。彼らはさらなる訓練を積み、明治四年に廢藩置県の実施に伴つて招集された「御親兵」としても大人數上京することとなる^{一五九}。御親兵は当時の日本で最強の軍隊であつたとされるが

六〇、彼らもその一翼を担つていたのである。

彼らの呼称について「郷士」とするのが一般的である。これは安永九（一七八〇）年に八代藩主島津重豪が、それまで「外城衆中」と呼ばれていた土着士を「郷士」と改めたことが大きい（鹿児島県史料『薩摩藩法令史料集』第二卷、二〇〇五、史料番号一九二四）。しかし、慶応元（一八六五）年五月朔日、次の達しが出されている。

諸郷郷士之事
何方衆中
郷士年寄之事
曖

右ハ往古ヨリ郷士之事外城衆中、郷士年寄ニハ曖又ハ曖役名等唱來候處、安永天明之度ニ追々当分之通被召替置候得共、此節被為復世態ニ而諸郷一統士氣奮起風俗致一新候様與之

趣ハ、追々／御沙汰被為 在候通（後略）

つまり、郷士たちの士気振興と風俗一新を目的として、「郷士」から「衆中」の呼称へと戻したのである（慶応元年五月朔日付「小松帶刀達」、「藩達留」自文久三年至慶応三年）、鹿児島県立図書館所蔵、K／（三二／ハ）。このことを踏まえ、本稿では慶応元年五月朔日を境に「郷士」と「衆中」の呼称を分け用いることとする。なお、本稿における史料引用では闕字は一文字分空け、平出は「／」で表記する。さらに史料引用中における「」内の表記や傍線は特に断らない限り筆者によるものである。また、未翻刻史料において、虫損によつて解読不能な文字は□、虫損はないものの筆者が解読できなかつた文字は■で表記している。そして、『鹿児島県史料 齋彬公史料』（鹿児島県、一九八一～一九八四）、『同 忠義公史料』（鹿児島県、一九七四～一九八〇）、『同 玉里島津家史料』（鹿児島県、一九九一～二〇〇三）を引用する際には、『史料集名』（巻号一史料番号）という形で略記する。

『鹿児島県史』第三卷（鹿児島県、一九四一）、高村直助『人

物叢書 小松帶刀』（吉川弘文館、一二〇一二）などに詳しい。また、

施条銃の購入に関しては、山田喬「幕末維新期の薩摩藩武器整備の一状況－元治元年以後の施条銃輸入を中心にして」（『地方史研究』第二五卷第二号、一九七五）において具体的な様相が解明されている。なお、当該期の薩摩藩政史研究は、『玉里島津家史料』の刊行に伴つて中央政局での動向を中心大きく進展し、芳即正『島津久光と明治維新－久光はなぜ、討幕を決意したか』（新人物往来社二〇〇二）、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四）、町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』（岩田書院、二〇一〇）などの成果がある。しかし、史料上の制約から国許での政治的動向に関する研究は寡少である。

また、藩際交易に関する研究としては、越前藩との交易について明らかにした高木不二『日本近世社会と明治維新』（有志舎、二〇〇九）などがある。そして財政面に関して、軍艦・武器の購入にも充当された薩摩藩の琉球通宝鑄造については徳永和喜『偽金づくりと明治維新』（新人物往来社、二〇一〇）などが、調所広の天保改革によって備蓄された五〇万両の「御宝蔵格護金」とその活用については、福元啓介『薩摩藩の財政・経済政策と明治維新－御宝蔵格護金をめぐつて－』（平成二八年度明治維新一五〇周年若手研究者育成事業研究成果報告書）鹿児島県知事公室政策調整課、二〇一七）が詳しい。

三原口泉『薩摩藩軍事力の基本的性格』（講座日本近世史八 蔡藩制國家の崩壊』（有斐閣、一九八一）後、三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』（吉川弘文館、二〇〇一）に再録。

四『隈山詮謀録』（島内登志衛編『谷干城遺稿』上巻、靖献社、一九一二、五九貞）
五拙稿『幕末期薩摩藩の軍事力強化と諸郷・郷士』（前掲、『平成二八年度明治維新一五〇周年若手研究者育成事業研究成果報告書』）
六元治元年八月付「黒田嘉右衛門ヨリ地頭制復旧ノ建白書」（『玉里島津家史料』三一一四六）

これまで多くの研究が推進されており、全てを挙げるこ

とは出来ないが、現在の到達点としては、高山郷の上層郷士守屋家を中心として、郷士の農業経営、土地支配、上層郷士家における下人の存在などの多岐に渡つて綿密な分析を行つた、秀村選三

『幕末期薩摩藩の農業と社会』(創文社、二〇〇四)が挙げられる。

八 前掲、原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」
九 原口泉「幕末薩摩藩出水郷の軍事編成－伊藤家を中心に－」

〔鹿大史学〕第四〇号、一九九二)

○本田親虎「幕末の軍事費負担－入来郷の事例－」(『千台』第一

一号、川内郷土史研究会、一九八三)。なお、模合に関しては芳

即正『薩摩の模合と質屋－南日本庶民金融史－』(大和学芸図書、一九八〇)が詳しい。

一 「戊辰前年の外城軍制改革」(『玉里島津家史料』第九卷、付

録「月報九」、鹿児島県歴史資料セントナー黎明館、一〇〇〇)

一 安政元年「総覽」(『斎彬公史料』二一一)

一 『出水郷土誌 上巻』(出水市、二〇〇四)、ならびに『出水

郷土誌資料編第六輯 出水麓士族軍役高帳 八拾八番』・『同第三

輯 出水八ヶ外城軍役高帳 八拾八番』(出水市、一九六六)、を

もとに作成した。【表一】から【表四】までの出典は全てこれに同じ。

一 四 『日記 藤氏祐徳』(出水市教育委員会、一九九二)、安政元

年正月二八日条 同上、五月二四日、六月二三日条など

一 六 鈴谷武志「安政－文久期の京都・大坂湾警衛問題について」

(明治維新史学会編『明治維新史研究五 明治維新と西洋国際社会』、吉川弘文館、一九九九)

一七 安藤保「郷士の暮らし」(『吹上郷土誌』通史編二、近世・近代、一四八頁)

一八 「文武番兵營寮請諸取入記」(鹿児島大学附属図書館所蔵、「郷士による京都巡邏・従軍日記、他」所収「文武番兵營寮請・諸取

入記「ほか」、No. 6、書誌 ID : BB22690435)

一九 「此節上京被仰付中 余万取入帳」、「此節入京被仰付候二附諸

品取入帳」、「式度大坂表江下暇被仰付諸取払帳」、「一度京都在京中諸払帳」(所収は同上)

一〇 「此節鹿府番兵被仰付諸入餞別帳」(「郷士による京都巡邏・從軍日記、他」、No. 3、書誌 ID : BB22687918)より作成。

一一 「慶応四年正月元日本城郷時任家日記」(奄美博物館所蔵「童虎山房」所収、登録番号一八九三五)慶応四年三月一二日条。「童虎山房」は原口虎雄氏が県内各地に残る地方史料を贋写もしくは

写真に撮影した史料群である。

一二 同上、慶応四年四月一日条

一二 しかし、この日記は四月一日条であり、時任が出府してから三〇日しか経過しておらず、疑問である。時任の誤記によるものか(「九拾日」之日数を以)ではなく「三拾日」之日数を以が正しいものか)と推測されるが、判然としない。そのためここでは「一定期間」としておく。

一三 なお、時任の日記からは、番兵として出府している間に計一五九貫三七三文の支出が確認される。その内、衣服関係が一一八貫文余、武器関係(施条銃は除く、主に刀である)が二三貫文余でその大半を占めている(出典は同上)。内丸によると、出兵に当たつて陸軍所から「野羽織」と「筒袖」に関して規定が示されており(『文武番兵諸日記』慶応三年七月七日条、「郷士による京都巡邏・従軍日記、他」所収、No. 1、書誌 ID : BB22681004)、そのた

め特に新調しなければならなかつたと考えられる。

一四 内丸と時任が城下に「番兵」として出府していた期間の差は一年弱である。この期間で「給金」の額が大幅に変化するとは考えにくくないと判断し、留保付ではあるが、この仮定の下論証を進め

る。

一五 前掲、「文武番兵諸日記」、慶応三年八月一日条。なお、内丸は部隊の伍長を務めている(同上、慶応三年五月八日条)。

一六 慶応四年四月一二日付「会津征討前夜の京都」(『郷上の手紙

が語る幕末動乱期の世相』出水市教育委員会、一九九九、六四紙番文書、以下『世相』と略記する)郷内の竹添弥八兵衛に宛てた

書簡である。

〔七〕「慶応二年正月元日 本城郷時任家日記」（「童虎山房」所収、
登録番号一八九三六）慶応二年七月二日条
〔八〕時任家からは金五両〇錢四〇貫文であった（同上、慶応二年
七月三日条）。

〔九〕前掲「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」、慶応四年四月
九日条

〔一〇〕前掲、「文武番兵諸日記」慶応三年九月二八日条

〔一一〕前掲、「此節入京被仰付候ニ附諸品取入帳」

〔一二〕ただし、「是迄諸郷ニ富家之者共へ出兵申付、差出来候得共、
追々出軍付貧富無差別致出兵、長々滞府ニ付、用金等拵底イタシ、
銘々差続方之儀モ出来兼、一統難済之段相聞得候」とあるように、

藩から支給は増額されたようである（明治元年七月二二日付「在
藩家老新納刑部ヨリ忠義東征先鋒兵ノ上京ヲ在京家老ニ報ス」忠
義公史料）五一五五九。よって、出兵に伴う支出の内、衆中が負
担する割合はここで示したものに比べて少しは軽減していたと考
えられる。

〔一三〕『名越高朗日記』（谷山市郷土誌編纂委員会、出版年不明）慶

応三年正月一一日条
〔一四〕「慶応四年戊辰正月より十二月迄 伊作曇所次渡日帳」、「童虎
山房」所収、登録番号一八四五〇、慶応四年八月二〇日条。

また、薩摩藩では慶応期には既に廃仏毀釈が行われていたが（名
越護『鹿児島藩の廃仏毀釈』南方新社、二〇一三）、その中で次の
ような動きが見られる。

高四石三斗五升八合二勺三才

右者永興寺門前地ニ而拾式万石御蔵入相成居、是迄永興寺より
支配仕来申候處、此節廢寺跡地面御竿被召入、御高御引請之
上永作地被仰付、極貧之衆中共江作職被仰付、右高所務米者
其郷内御蔵入被仰付、施條銃取入方又者所御軍役田ニ備置候
様被仰渡趣承届候

（慶応四年六月付「御地頭所宛廃寺掛郷三役書簡」（「廃寺跡地に

関する文書「仮題」）、姶良市教育委員会所蔵「蒲生御仮屋文書」
所収、社寺一一一）蒲生郷にある永興寺の廃寺に伴つて、その寺
領高の一部を極貧の衆中へ配分し、その高にかかる所務米（〇年
貢米）を施条銃の購入資金や「軍役田」として郷内の軍事関係の
支出に充当することが許可されている。模合との関連がどれほど
あつたか不明だが、郷内での軍事費捻出にあたつて、廃寺の跡地
も活用されていたのである。

〔一五〕前掲「慶応四年戊辰正月より十二月迄 伊作曇所次渡日帳」、慶

応四年五月二七日条
〔一六〕「文久四年子年正月元日 本城郷時任家日記」（「童虎山房」
所収、登録番号一八九四二）元治元年八月十六日条

〔一七〕前掲、高村直助『小松帶刀』、九八頁。及び『鹿児島県史』第
三卷、一〇八頁

〔一八〕慶応三年三月付「大小銃等手当ノ令（英式ノ軍制）」（『忠義公
史料』四一三九八）。山田氏は慶応三年一二月までの間に薩摩藩が
一二四〇三挺の施条銃を所有していたと算出している（前掲山田

喬「幕末維新时期の薩摩藩武器整備の一状況」）。

〔一九〕前掲、原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」、第五表「高上り
上限分限高の変化」を一部修正して引用。

〔二〇〕前掲、原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」

〔二一〕慶応三年三月付「軍賦改正ニ就テ知行高制限」（『忠義公史料』
四一三九九）

〔二二〕前掲『忠義公史料』四一三九八

〔二三〕前掲『名越高朗日記』慶応三年一一月二一日条
〔二四〕前掲『名越高朗日記』慶応三年一一月二一日条
〔二五〕前掲『慶応四年正月元日 本城郷時任家日記』慶応四年三月
一五日条
〔二六〕前掲『名越高朗日記』慶応三年一一月二一日条
〔二七〕丹下家は代々町家の年寄を務めていた。伊左衛門の父、権右
衛門は文久二年に藩がミニエー銃購入を計画した際に金五〇〇両
を貸し上げている（村野守治『城下町時代』、鹿児島市編『鹿児島

のおいたち』、丸山学芸図書、一九八四、初版は一九五〇）。この年には、彼以外にも三四人の町人が計八二三〇〇両を貸し上げており、薩摩藩の軍備拡張において町人が担つた役割は大きなものだつたことが明らかだが、現在のところ史料上の問題によつて詳細は不明である。

四七 「慶応三年卯 本城郷時任家日帳」（「童虎山房」所収、登録番号一八九四三）、慶応三年六月二〇日条

四八 同上、慶応三年一二月一五日条

四九 前掲、高木不二『日本近世社会と明治維新』一八五頁など。

五〇 「旧邦秘録材料」三〇（東京大学史料編纂所所蔵、「島津家本」第一II門「薩藩関係史料」第一四類一五二八二）。この史料は発給者が明確ではないが、ほぼ同内容の建言が文久元年四月に五代友厚から上申されている（『旧邦秘録材料』一四、東京大学史料編纂所所蔵、「島津家本」第一II門「薩藩関係史料」第一四類一五二七六）ので、この史料も五代によるものと推測される。

五一 前掲、「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」三月一六日条

五一 同上、三月一七日条

五二 ところで、谷山郷の名越高朗と時任の施条銃購入価格は一六四貫文ほどの差異があるが、この理由は判然としない。銃の種類が違うのかもしれないが、両者の持高が異なることもその一因なのではないだろうか。前掲の達にあるように、軍役は「分限」に応じて命じられるものであつて、藩庁が施条銃を衆中に払い下げる際に、彼らの持高の多寡を考慮した可能性は十分に考えられる。

五三 五石二斗余を売却している（明治二年「本城郷時任家 永代買入並帳面之内諸人江過上高賣払候坪々覚留帳」、「童虎山房」所収、登録番号一三〇三八）。この改正において衆中持高の上限は五〇石と定められ、これは厳密に実行されているので、これ以前の時任義喬の持高は五九石二斗余ということになる。これは持高五〇石以上の層においては少ない層に当たるため、払下げ額が安価であるという推測は全く見当外れなものではないだろう。しかし、推測を重ねたものであり、今後さらなる事例の発掘を目指さ

なければならぬ。

五四 栗野郷の内丸の事例と時任の事例では、茶が軍事費の捻出に当たつて重要な産物となつてゐる。領内の茶の産地としては都城のものが最上とされ、次に阿久根郷が名産とされた。また、吉松郷においても藩の奨励もあつて品質が良かつたという。その他、

末吉・羽月・東郷・出水・長島・清水・財部・踊・栗野・小根占・大根占・佐多・加久藤・真幸・小林といつた諸郷で茶が生産されてゐたようである（『鹿児島県史』第二卷、鹿児島県、一九三九、三七六～三七七頁）。これららの諸郷では茶の生産による軍事費捻出

五五 蒲生郷では郷内で生産されている和紙の販売の許可を藩庁に求めようとする様子が確認できる（前掲、晋哲哉「戊辰前年の外城軍制改革」）。ただし、その後の動向は不明である。

五六 慶応二年一月二二日付「出水近況報告」（『世相』、第一一番文書）竹添弥八兵衛宛ての出水郷衆中伊藤四郎左衛門の書簡である。門松氏より承知之通相達候」と郷内に通達されている（『名越時敏日史』「名越時敏史料」第二卷、鹿児島県、二〇一二、慶応二年一〇月一五日条）。

五八 前掲、「出水近況報告」（『世相』、第一一番文書）

五九 慶応二年二月付「疱瘡流行と人事」（同上、第一二番文書）竹添弥八兵衛に宛てた出水郷衆中肱黒良之助の書簡である。

六〇 慶応二年九月七日付「出水近況報告」（同上、第四四番文書）竹添弥八兵衛に宛てた伊藤四郎左衛門の書簡である。

六一 純粹な藩林のこと。元来狩倉（＝獵場）から出た名目とされ、山林保護のため立ち入りには藩の免許が必要だつた。「鹿倉山」の名前を冠するものは概ね良樹の森林に限られており、藩公用の材木の多くはこの鹿倉山から伐採したものと考えられている（『鹿児島県史』第二卷、四五〇頁）。

六二 「部一山」とは部分林で、山林の伐跡や大山野等の荒蕪地における推測を重ねたものであり、今後さらなる事例の発掘を目指さ

いて植林を免許し、生育した竹木は藩及び仕立主（郷士・寺社家・百姓・町人など）が一対一の部合を以て分収するものであつた（『鹿児島県史』第二卷、四五七頁）。

六四 前掲「慶応四年戊辰正月迄十二月迄 伊作曇所次渡日帳」、慶

応四年九月二五日条

六五 同上、慶応四年一〇月二三日条

六六 慶応四年七月一二日付「口上覚」（「口上覚 入来御藏入米 その他」、吹上歴史民俗資料館所蔵「宇都家文書」一〇九）

六七 伊作郷では製紙業が盛んだた（前掲『吹上郷土誌』通史編二、一八一頁）ため、実際の特産物としては和紙が主なものとして挙げられる。しかしそれでは到底資金調達に十分ではないとしていることから、蒲生郷でも和紙の販売によつて得られた利益によつて施条銃を購入するという方法よりも、木材の伐採が主要な方策として実行されていただろう。

六八 黒田安雄「薩摩藩の知行制と外城郷土」（『愛知学院大学文学部研究紀要』二五、一九九六）

六九 この金額は、伊作郷で購入が義務付けられた施条銃の挺数に比べて多額に上る。必要以上の銃を購入したこともあるが、第一節で検討した出兵に伴う費用にも充当していたのではないだろうか。

七〇 明治三年四月一五日付「口上覚」（前掲「口上覚 入来御藏入

米 その他）

七一 明治四年二月付「民事局檢者宛蒲生山方役所願書案文」（「明治四年正月蒲生山方案文留帳」、「童虎山房」所収、登録番号なし）。蒲生郷でも「御仕立山」の杉木の本数を郷役が見分している様子が指摘されているが（前掲「晋哲哉「戊辰前年の外城軍制改革」）、ここから、藩庁の許可が下り杉の伐採が実行されていたことが明らかである。

七二 ただし、この「御返木」の動きが各郷でどの程度継続されたかは不明である。少なくとも伊作郷では途中で中止している。後年伊作郷衆中宇都良之助は、「當時植林ノ方法計画スル処數年後廢セリ、今ニ至ルマテ継続スルニ於テハ、数万ノ資ヲ得シ、是レ深

ク遺憾ニ堪ヘサルナリ」としている。伐採後に植林の計画を立てていたが、廃藩置県のころだろうか、伊作郷では数年後に廃止されたのである（「履歴書」、「宇都家文書」史料番号三一七九、これは明治四〇年に自ら記したものである）。

七三 前掲、原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」。筆者も出水郷

高帳にて確認。五〇石以上の持高は例外なく売却されている。例えば、伊藤祐徳は慶応三年には持高一〇〇石を維持していたが、明治二年の軍役高改正に伴つて、五石を溝口源蔵へ、六石余を蓑川源助へ、四石を松元権八へ、一〇石を八重尾惣右衛門へなどと高を売却した結果、持高は五〇石となつている。これは他の全ての衆中に当てはまる（前掲『出水郷土雑誌資料編第六輯 出水麓士族軍役高帳八拾八番』）。

七四 前掲「本城郷時任家

候坪々覚留帳」

七五 前掲『日記 藤氏祐徳』。これは彼が出兵を命じられる直前の安政元年正月一日から同閏六月二一日までの日記である。

七六 前掲、『日記 藤氏祐徳』、安政元年正月二九日条、同三月八日条

七七 嘉永七年三月付「家老島津豊後達」（嘉永七年正月「出水伊藤祐徳 異船警衛江戸詰書留」、「童虎山房」所収、登録番号一九〇七五）

七八 「安田助左衛門日記」二（国立国会図書館所蔵、「石室秘稿」所収、資料番号二、以下「安田日記」と略記する）。斎彬から江戸の「御手当向」について江戸へ出府して取り調べるよう命じられている。これは嘉永五年の日記中にある記述だが、断簡により月日が判然としない。一月二六日から同年末までの間の記事と推測される。

七九 「安田日記」三（「石室秘稿」所収、資料番号三）。この記事は日付が記されていないが、嘉永六年中末のものと推測される。八〇 前掲、『日記 藤氏祐徳』安政元年三月二八日条

八一 嘉永五年五月付「武州大森村ニ大砲射擲場取建」（斎彬公史料』一一二三五）

八一 嘉永六年九月一七日付「鉄砲伝授ノ解禁」（『齊彬公史料』一
一二七一）

八二 前掲「安田日記」三 嘉永六年四月一八日条

八三 「伊藤祐徳記憶略記」（東京大学史料編纂所所蔵、「島津家本」
第一門・薩藩関係史料一第三類一三一九二）

八四 嘉永六年九月一五日付「高輪・田町両邸ニ砲台建築ノ請願」
（『齊彬公史料』一一二七四）齊彬が老中阿部正弘にその旨を願い

出ており、「砲台建設ハ江川太郎左衛門・下曾根金三郎等ニ計画セシメ、和蘭新式ニ則ラレタリ」されている。

八五 おそらく、ここで伊藤が「操練見分」としているのは、大森

でのものだと推測される。安田助左衛門は日記の中で安政二年二月四日、於大森百五封度、八十封度打試被仰付差越、翌五日打掛、

首尾能相済」としており（前掲「安田日記」三、安政二年三月四日条）、伊藤が述べていることと類似する。

八六 安政二年三月付「家老島津豊後達」（前掲、「出水伊藤祐徳 異

船警衛江戸詰書留）

八七 坂本保富「下曾根信敦の西洋砲術門人の析出」（高知市民図書館蔵「徳弘家資料」を中心として）（『日本歴史』五八二号、一九九六）

八八 なお、この下曾根金三郎の砲術調練参加に当たつて特に必要な武器類は田町堀端の屋敷で当日の朝受け取ることとなつていた（前掲、「出水伊藤祐徳 異船警衛江戸詰書留」）。この田町堀端の屋敷には、嘉永六年以降製造した武器類が格護されており、それを使用したものと考えられる（前掲、「安田日記」三、嘉永六年六月三日条）。

八九 秀村選三校註『守屋舍人日帳』第七卷（文献出版、一九八六）、安政二年五月一八日、六月二日条。帰郷の時期は不明だが、安政四年のはじめ頃と推測される。

九〇 『鹿児島県史』第二巻、一六六頁

九一 前掲、「守屋舍人日帳」第七巻、安政四年正月二五日条。正月二七日条などにも同様に柏原・市来らの下で調練が行われているので、彼らが調練や稽古の指導役であつたと判断できる。

九二 前掲、「守屋舍人日帳」第七巻、安政四年正月二五日条。正月二七日条などにも同様に柏原・市来らの下で調練が行われているので、彼らが調練や稽古の指導役であつたと判断できる。

九三 嘉永六年一二月二二日付「市來廣貫建言」（『齊彬公史料』二
一三七）。砲術館では成田正右衛門以外にも長崎へ遊学し、「長崎二

在留和蘭人ティファン、マアネンナル者ニ就テ陸戰砲隊ノ運動式
伝習」を受けた田原直助らが指導に当たつております（安政元年正月付「田原・磯水・市来ノ三名ニ砲術指南役ヲ命シ玉フ」）（『齊彬公史料』二一三八）、薩摩藩における御流儀砲術指南の拠点であつた。

九四 『新納久仰雜譜』第一巻（鹿児島県、一九八六）、嘉永七年五月一日条など。この史料は家老である新納駿河（久仰）の日記である。

九五 前掲、「守屋舍人日帳」第七巻、安政四年九月三日条など

九六 村田氏寿「関西巡回記」（三秀社、一九四〇）村田は藩命を受けて安政四年に薩摩藩に來訪。五月二十五日に城下に着き、その後領内各地を巡見すると共に、藩吏と面会して説明を受けている。

九七 安政六年一二月一五日付「成田正右衛門達」（安政六年御廻文留）、「蒲生御仮屋文書」所収、廻文一八

九八 齊彬は嘉永五年以後、稻留流砲術の師家四家に自身の稻留流のさらなる研鑽に加えて、成田が指揮する御流儀砲術を学ぶよう命じている（『鹿児島県史』第三巻、八二二頁）。よつて、郷内で指南された鉄砲射撃は完全に旧式のものではなかつただろう。

九九 前掲、「守屋舍人日帳」第七巻、安政二年九月二日（九月十五日条）

一〇〇 前掲、「新納久仰雜譜」第一巻、安政二年一二月二四日条

一〇一 同上、安政二年三月七日条

一〇二 同上、安政二年三月二十四日条。

一〇三 「安政四年正月 伊作郷郷士年寄所日帳」（「童虎山房」所

収、登録番号なし）安政四年四月朔日条

一〇四 他にも齊彬が嘉永六年十二月に加治木郷のバタイロン編成による調練を見分してその上達ぶりに非常に感心したことが明らかにされている（尾口義男「解説島津齊彬治世前期の『新納仲左衛門日記』について」）（『姶良市誌史料』五、姶良市教育委員会、二〇一七）。

一〇五 以上、元治元年付「在京軍賦役報告」（『忠義公史料』三一）

三六五)

○五 以上、元治元年七月二三日付「御軍役奉行伊地知正治書状写」(『忠義公史料』三一三八五)。

○六 「蒲生組頭所日記」(『姶良市誌史料』三) 姶良市教育委員会、二〇一五) 慶応三年一月二七日条。

○七 同上、慶応三年一月一七日条。

○八 「十八歳以上」という規定は、同上、慶応三年五月一九日条より。

○九 同上、慶応三年一月一六日条。

○一〇 前掲「慶応三年卯 本城郷時任家日記」、慶応三年三月一八日条。「今日英式調練稽古方ニ付、四ツ時分より仮屋へ出勤いたし候日条。」

○一一 前掲「平城諏訪ニ差越稽古有之候」とある。

○一二 前掲「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」、慶応四年正月一〇日条。

○一三 前掲「慶応三年卯 本城郷時任家日記」、慶応三年七月二二日条ほか。

○一四 「明治二年正月大吉日 本城郷時任家日記」(『童虎山房』所収、登録番号一八九七二)、明治二年九月三日条。

○一五 前掲「名越高朗日記」慶応三年二月二十四日条。

○一六 このような砲術(調練)指南人の記事は他郷でも見られる。例え伊作郷では慶応四年二月晦日に「調練指南人被差越、明日

○一七 稽古有之候」とあり、翌日から「砲術指南人」が訪れ、稽古が行われている(前掲「慶応四年戊辰正月十九日迄 伊作曖所次渡日帳」、慶応四年二月晦日、三月朔日条)。

○一八 前掲「名越時敏日史」慶応三年二月二三日条など。

○一九 同上、慶応三年三月朔日条。

○二〇 前掲、山田喬「幕末維新期の薩摩藩武器整備の一状況」。最も少なく見積もつても四〇挺が京都藩邸に備えられていた。

○二一 「慶応元年 製作所詰星帳」(『宇都家文書』一九)。それ以外の者には改造後の銃が貸与されていていたのだろう。禁門の変に出

兵した串木野郷士野元良岡の日記からも、藩から郷士へ銃の貸与があつたことが明らかにされている(町田剛士「禁門の変前後の薩摩藩による京都警衛について—串木野郷士野元良岡『上京日記』から—」『黎明館調査研究報告』第二六集、鹿児島県歴史資料センター黎明館、二〇一四)。

○二二 「市来四郎君自叙伝(附録)三」(『忠義公史料』第七巻、九二七頁)。燧石銃は鷄頭にくわえられた燧石を弾機によつて当金に打ちつけることで火花を発し、同時に当金の後退によつて火皿にあたる。燧石銃は天候に左右されるという欠点があつたが、雷管銃は火門に胴製の雷管をかぶせるだけで複雑な操作を要せずとも容易に発射できるという利点から、安政年間以降急速に普及し始め、燧石銃から雷管銃への改造が幕府や佐賀藩などでは行われていたことが知られている(所荘吉『図解 古銃事典』雄山閣出版、一九七二)。

○二三 前掲、山田喬「幕末維新期の薩摩藩武器整備の一状況」。長崎で注文した施条銃は、同二年五月一日に「四八〇挺が入荷したのが最初で、この年には合計二一一〇挺が届いた。

○二四 前掲『吹上郷土誌』通史編二、一七六頁。

○二五 「施条銃(ミツバント)」前掲、山田喬「幕末維新期の薩摩藩武器整備の一状況」。月中屹と申請候様可取計可申渡事」と御用部屋から通達があり、当希望者には施条銃の購入が許可されている。それを受けた高城郷衆中上床彦十郎は「代金六両三部位」で購入したいという旨を国許の父に書簡で願出ている(慶応二年九月八月二十日付「御用屋申渡書」(『川内市史』古文書編、川内市、一九七五))。この史料の年次比定はなされていないが、『川内市史』古文書編において上床の京都守衛期間は慶応二年から三年までとされている。そして彼は慶応三年正月、高城隊は同二月に「御暇」になるだろうと書簡で国許へ申し送っている(慶応三年正月二五日付「上床彦十郎書状」、「同」)ので、「(慶応二年九月)」と比定した。

○二六 前掲、『吹上郷土誌』通史編二、一七六頁。

〔一七〕慶応二年正月付「黒田嘉右衛門ヨリ桂右衛門へ書翰」（『忠義公史料』四一一二九）
〔一八〕（慶応二年九月朔日付「諸通達」（前掲『川内市史』古文書編）。

施条銃が軍隊に取り入れられると、戦闘の仕方にも変化が生じた。それまでは「大隊」単位で運用し、五〇〇一〇〇メートルの距離で密集部隊から一斉射撃を行つていた方式から、兵士の間隔を空けて二〇〇三〇〇メートル以上の遠距離からでも狙撃する「散兵」方式が主力となつた（保谷徹『戊辰戦争の軍事史』講座明治維新三維新政権の創設、有志舎、二〇一二）。つまり、京都での調練で開始された「散兵隊」「小隊」は施条銃の導入と連動して行なわれた英國式の調練だつたことが分かる。

〔一九〕前掲、『吹上郷土誌』通史編二、一七六頁。城下士・衆中が交代で「製作所」に詰めて弾薬を製造していた（製作所詰星帳）、

〔二〇〕慶応元年一一月一日付「出水留守家族への指示」（『世相』五番文書）

〔二一〕『鹿児島県史料集二二 小松帶刀日記』（鹿児島県立図書館、一九八二）、慶応二年四月八日条

〔二二〕前掲「履歴書」（『宇都家文書』三一七九）
〔二三〕『伊作郷史資料』（『宇都家文書』一二三）。後年宇都良之助が自ら編纂したもの。

〔二四〕『蒲生御仮屋文書』所収、軍事一三一
〔二五〕前掲、『鹿児島県史』第三卷、一一八頁

〔二六〕『宇都家文書』一二六
〔二七〕『赤松小三郎』『国史大辞典』、沼田次郎氏執筆項を参照。

〔二八〕前掲、「蒲生組頭所日記」慶応三年二月二日条
〔二九〕同上、慶応三年二月二六、二七日条。なお、この調練においては「壹人ニ付白米三升・味噌五合ツ、」を郷内から与えてお

り、基本的には諸郷で食料を用意していたようである。

四〇

〔一〕『蒲生郷土誌』（蒲生町、一九九一）三一六一三一九頁にあ

る従軍者氏名と前掲「蒲生組頭所日記」を参照した。慶応三年に城下へ出府した者の内、名前が分かる者が二二人、その内出兵した者は一六人である。

〔二〕前掲「文武番兵諸日記」、慶応三年三月一二日条
〔三〕前掲「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」慶応四年三月二六日条
〔四〕前掲「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」慶応四年三月二六日条ほか

〔四一〕前掲「文武番兵諸日記」、慶応三年四月九日条
〔四二〕前掲「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」慶応四年三月二六日条ほか

〔四三〕先述のように、内丸休太夫も「番兵」として城下へ出府しているが、彼は持高五〇石未満だったのだろうか、慶応三年四月八日、陸軍所から施条銃を貸与されている（前掲、「文武番兵諸日記」、慶応三年四月八日条）。

〔四五〕前掲、「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」、慶応四年三月一四日条ほか

〔四六〕前掲、「慶応四年正月元日 本城郷時任家日記」、慶応四年三月一四日条ほか

〔四七〕同上、慶応四年三月二二五日条
〔四八〕前掲、「文武番兵諸日記」、慶応三年四月九日条
〔四九〕同上、慶応三年三月二九日条
〔五〇〕同上、慶応三年三月三日条から八月一二日条
〔五一〕慶応三年七月二九日付「桂右衛門ヨリ京都小松帶刀ヘ 英式採用ノ件其他」（『玉里島津家史料』五一一六七八）
〔五一〕前掲『鹿児島県史』第三卷、四九六頁。なお、衆中の部隊において、外城隊と番兵隊は共に六隊ずつだつた。

〔五二〕明治元年七月付「東征出軍達書數通」（『忠義公史料』五六六一九）
〔五三〕明治元年一〇月九日付「付記」（『忠義公史料』四一七五
〔五四〕明治元年七月付「東征出軍達書數通」（『忠義公史料』五
〔五五〕『村田銃發明談』（綿谷雪編『幕末明治実歴譚』、青蛙房、
〔五六〕柳澤京子『長州藩慶応期軍制改革と藩正規軍』（『戊辰戦争の新視点』下 軍事・民衆』吉川弘文館、二〇一八）長州藩では、

藩正規軍事のうち農兵が五七%を占めること、さらにその農兵が軍役忌避行動を起こしていいたことが明らかにされている。

^{五七} 町田明広「禁門の変における薩摩藩の動向」（『神田外語大學紀要』第二六号、二〇一四）

^{五八} 前掲「明治二年正月大吉日 本城郷時任家日記」明治二年

^{五九} 五月二六日条など。

「日誌」（『高岡町史』上巻、高岡町、一九八七）明治四年八月二一日条。これは御親兵として上京した高岡郷衆中の日誌だが、出水郷衆中の伊藤祐徳も御親兵として衆中八〇七人が上京したとしているのでほぼ間違いないだろう（『伊藤祐徳記憶略記』、東京大学史料編纂所蔵、「島津家本」－第II門－薩藩関係史料－第三類「三一九二」）。

なお、御親兵の上京によつて手薄になつた城下の守備は、外城の常備隊が交代で担つた（明治四年三月二〇日付「藩庁城下警備二外城兵隊更番衛戍ヲ達ス」『忠義公史料』七一三七）。
^{六〇} 大島明子「御親兵の解隊と征韓論政変」（犬塚孝明編『明治國家の政策と思想』、吉川弘文館、二〇〇五）

豊廣 優貴（とよひろ ゆうき）

○ 研究テーマ

慶応期薩摩藩の軍制改革と諸郷衆中
一英國式軍制への対応と財源模索

○ 所属

九州大学大学院人文科学府修士課程

○ 略歴

平成24年3月 鹿児島県立加治木高等学校卒業

平成28年3月 九州大学文学部卒業

平成28年4月 九州大学大学院人文科学府修士課程

○ 所属学会等

九州史学研究会



審査委員講評

○ 安藤保 委員

江戸時代、城下士より蔑視され藩制度においても一段低く位置付けられていた郷士は、戊辰戦争において城下士に劣らない活躍を見せた。その理由は、城下士と同じ施条銃を持ち、英式調練を受けていたことによる。これらのことからどのようにして実現したかについては、個々の部分についての指摘はあるにしても、正面から本格的に取り組んだ研究は今までなかつたのであり、これを取り上げたことを評価したい。

藩外への出兵費用の調達の仕方、施条銃の購入、英國式調練の在り方など、史料により実証された記述は分かりやすい。

幕末期、郷士を城下士と同等に扱うことにより軍事力を強化した薩摩藩が、明治二年の知行高改正により郷士の持高を一段低く再度位置付けたのはなぜか、この点にも是非とも言及してほしい。

幕末維新期、薩摩藩が軍事的優位にたち、その後の戊辰戦争で大きな働きをなした要因を、諸郷衆中の動きを中心に、郷士家の史料を捕獲して明らかにした好論文である。

昨年に引き続きの助成であったが、昨年出された課題（財源の問題や戊辰戦争との関連など）に対し、一定の回答を得た。諸郷の衆中が茶などの特産物や藩有の木材によつて施条銃を購入し、それをもとに各郷で調練を行つて「英國式」に対応していく様子が活写された。

今後は、近年研究の進展が著しい水戸藩・土佐藩・畿内などの郷士研究と比較対照しつつ、薩摩藩との共通点やその特異性についても論じていただきたい。

○ 原口 泉 委員

幕末薩摩藩の軍事力創出過程において、數回にわたって実施された軍制改革については、ある程度の研究の蓄積はあるものの、郷単位での実証的な研究などは史料的な制約もあってあまり進んでいない。御仮屋文書と呼ばれる各郷の行政文書である程度まとまつた形で残っているのは、蒲生郷、山崎郷そして伊作郷くらいである。しかし、本研究においては、その他の郷についても断片的に残る史料を丹念に分析し全体像を描いており、高く評価したい。

具体的には、藩が一括して購入したライフル銃について、各郷の郷士たちがどのようにその費用を準備して購入したかこれまで詳細は不明であった。本研究では、茶などの特産物や、共由地である山林から伐採した木材が武器の購入資金に充てられたことなどを明らかにした。そのようにして備えられた武器と、郷単位で繰り返し行われた軍事調練によつて、薩摩藩は戊辰戦争を戦い抜くことが可能となつたのである。

なお、薩摩藩の軍制改革を考えるには、琉球への外国船渡航事件を契機に島津斉興の下で調所広郷によつて実施された改革や、戊辰戦争凱旋後に行われた明治二年の藩政改革まで総合的に捉える必要がある。豊廣氏には、このテーマをライフワークとして、今後も地道に研究を続けていくならば、歴史学

二年間の研究蓄積だけあり、格段に進歩している。評者もも教えられること多々。感謝する。その上で意見となる。

外城の衆中に對し、藩当局者が国内変革を薩藩が主導する上で、どれほどのライフル銃が軍事力として必要だと考えたのかが、本論文では見えづらい。藩有林採木・売却が重要な購入資金になつたとすれば、藩の立場からすれば、資金を貸与したか、藩費として購入資金を補助したことになる。ここでは、五〇石以上の者の自弁との関わりが逆に判然としない。

銃器購入の問題は各藩に共通であり、しかもそれまでの石高に応じての軍役負担規定との辻つまもあわせなければならぬ厄介な問題でもあつた。封建的軍役体制を打破しての西洋式近代軍隊を作るかという目標と現に存在する軍役負担規定というものを矛盾関係として捉え、薩藩ではその打開策をその都度検討し、変革していくしかねばならなかつたのではないだろうか。したがつて、戊辰・箱館戦争の藩の経験が更に明治二・三年の西郷の指導した石高改正、軍事体制改革となつたはずであり、評者としては、その段階の検討が今後必要になつてくると思っている。明治一〇年の西南戦争が八ヶ月間も九州各地で戦われたということは、他藩とは異なり廢藩後も厖大な銃器が士族の所有物となつていたことを前提としている。豊廣氏が、西南戦争までも意識しながら本研究を更に進めていくならば、歴史学界への重要な貢献になるに相違ない。

○ 宮地 正人 委員